

C2
1113
53-06

東 京 圖 書 館

函 五 二	門 新
架 四	部 十
號	類 二

假
附
名
山梨知布達之寫
自
四
月
七
日

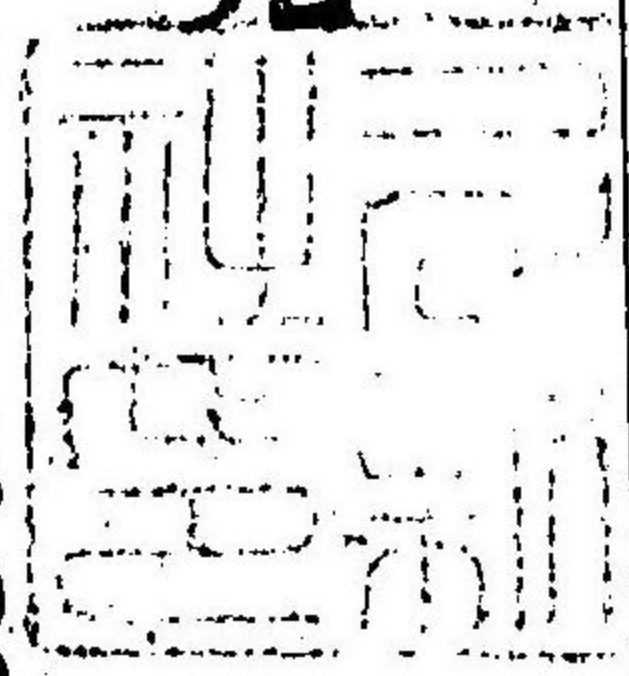
1113
53-06

明治十一年四月

名附 兩假

山梨縣布達之寫

甲府常盤町四番地
又新社發兌



本縣甲第七十九號より九十一號に至る

○ 内務省甲第八號九號

大藏省甲十一號十二號

工部省第五號より八號に至る

○ 乙第三十五號より四十三號に至る

衛生報告第四號十一丁

勸業報告第十四號
十五號

兩假
名附山梨縣布達之寫本

内藤傳右衛門傍訓

西野 抄録 山梨縣布達之寫索引

山梨縣布達之寫索引

明治四十一年

○甲第七拾九號

四月二日 諸興行取締規則創定

一丁

○甲第八拾號

同八日 明治十年度民費課出高

五丁

○甲第八拾一號
內務省甲第九號

同九日 內國勸業博覽會授與賞牌
寫標記

六丁

○甲八拾二號
工部省第六號

同日 長門國元山洲浮標位置變換

六丁

○甲第八拾三號
大藏省甲第十號

同日 愛媛縣下第二十九國立銀行開業

七丁

○甲第八拾四號 同日 三重縣下桑名電信架線落成 七丁

○甲第八拾五號 工部省第七號 同日 海外通信科定 八丁

○甲第八拾六號 內務省甲第八號 同十二日 圖書寫真板權書目 八丁

○甲第八拾七號 同日 實決にあらざる者 刑又は解 九丁

○甲第八拾八號 工部省第八號 同十五日 紀伊國沙岬燈臺改築落成 九丁

○甲第八拾九號 同廿五日 後備軍郷里に在て他府縣へ 寄留する者可願出 十丁

○甲第九十號 同日 太政官民部省金札引換日割 十丁

○甲第九十一號 大藏省甲第十一號 同廿七日 鹿兒島縣市成郷所有 新公債証券紛失 十二丁

全乙号索引

○乙第三拾五號 四月五日 陸軍恩給令諸書式 一丁

○乙第三拾六號 同八日 民費假課出殘餘期限 一丁

○乙第三拾七號 同九日 寺院所属舊高内地取調云々 一丁

○乙第三拾八號

同十一日 府縣遞送人取計方

七丁

○乙第三拾九號

同十二日 明治六年第五號明治七年乙達剛除の件

七丁

○乙第四拾號

同十八日 常備兵入營手續

七丁

○乙第四拾一號

同日 徵兵合格五尺未滿採用旨

八丁

○乙第四拾二號

同廿日 郵便規則抄錄及同稅心得書

八丁

○乙第四拾三號

同卅日 地券臺帳編製規則中刪除及改定

十丁

○甲第七拾九號 四月一日

諸興行業取締規則別冊は通創定施行候條此旨布達候事

諸興行業取締規則

第一條

演劇講談淨琉璃角力手品輕業其他總て興行を以

て營業する者は此規則を遵守すべし

第二條

此規則に記載する條件を犯し又は警察官更臨時

の指圖に違背若其他不正は所業ある者は其情狀により

違式註違罪を以て處分若又は興行を差止め或は營業鑑

札引揚るることあるへし

第三條

興行をなさんと欲する者は其藝人の族籍職業姓

名年齢及び免許を受けし官廳并に時日興行期限木戸錢
席料等の定額を記載せたる書面に區戸長に奥印を受け
出願の上許可を受くへ

但し興行場借地に係るときは地主の連署を要す

第四條 演劇は前條の願書に仕組書と添ふへ

第五條 興行に許可を得たるときは其地受持の警察署又

之分署へ届済の上興行を興行終りたるときも同様届出

つへ

第六條 興行主は興行前此規則の主旨を觀人に

之必違背せざし旨を證印を取置くへ

第七條 免許鑑札所持の觀人に非ざれば興行に關預せ
むべから

第八條 劇場寄席は左に諸件に依り構造すべ

第一 柱礎棟梁鞏固にして壊倒の憂なき様

第二 震災火災等の急變ある時衆人の一時脱出する

み便ある様

第三 處々窓牖と穿ち太氣の流通を便ある様

第四 人の坐すべき所は總て板床を施す土氣とて

人身を犯さしめざる様

第五 樂屋は道路并に衆人の居る所より見透せ成ら

ざる様

第六 便所は場席と離隔せざる様

第七 便所は寛廣に於て雑沓の憂なき様

第八 便器の外に便汁流出を又は汚濁する等の憂なき様

第九 棧敷は其基趾を堅牢に於て陥落の憂なき様

第九條 劇場寄席と建築せんとするときは豫て其結構と圖面に記して伺出落成の時も警察署に申出検査を受くべし

但し在來の劇場寄席前條に旨意に協はざる者は直に

改造すべきは勿論なきを其都合より若干日れ豫を乞ふ者は警察署に申出差圖を受くべし

第十條 劇場寄席の外小屋掛興行の者と雖も第八條中各項目に適當する所は同條を遵守すべし

第十一條 夜興行は遅くも午前第一時を限り閉止すべし

第十二條 烈風の時は勿論平常たりとも厚く火の取扱を謹むへし

第十三條 木戸鏡井に席料の豫て届置きたる定額を大書して場外に掲置くへし

第十四條 遊人は客の招きに應ずるに場内容席に立入り

まじへからず

第十五條 客は勿論其他の人と雖も猥に樂屋に立入らしむへからず

第十六條 藝人は他人の招きに応じ猥に其宴飲に交り又は褻瀆の所行あらしむへからず

第十七條 強て客の來觀又は來聽を勸誘すへからず

第十八條 種々の計策と以て陰に客に纏頭を促そへからず

第十九條 寄席に於ては演劇に類する所作をなすへからず

第二十條 寄席に於て陰幽奇怪の講談をあそへからず

第二十一條 角力其他興行に付勝負を以て金錢物品を賭ることを禁ぜ

但し賭をなそ者あるを見聞せば速に警察本分署又は巡行の警察官吏に申告すへま

第二十二條 諸興行共言語又は形容を以て猥褻のすることをあそを禁ず

第二十三條 興行中圖を賣り又は名を景物等に託して利を圖ることと禁ず

第二十四條 劇場寄席に於て寢臥する者あらば速に之を警

覺そへま

第廿五條 路上に於て興行と許可せる諸業は人馬は通行すへき地位を避け必ず路は片側に於てすへま

但老人は群集するにより自然通路は妨害とあるへは時は他に曠閑の地を撰び引遷るへし

第廿六條 劇場寄席に於て左に件々をあすもれあるときは之を制止し若し聞入をざるときは出張は巡査(出張の

巡査あきときは警察本分署又は巡行の警察官吏に申告そへま

第一 濫に暴語慢言を放つ者

第二 頬被り其他不行跡をなす者

第三 履物等を携へ衆人の頭上を憚らず歩行する者

第廿七條 興行中左の件々を見認るときは直に警察本分署又は巡行の警察官吏(出張の巡査あは其巡査)に申告すへし

第一 公衆の内に於て猥褻の所行をなす者

第二 風休不審ある者

第三 犯罪に證據ある者

第廿八條 興行中場内に於て盜難に係る者あるときは人の出入を差止め置き迅速警察本分署又は巡行の警察官

吏(出張)の巡査あらば其巡査(出張)に申告せし

第十九條 來客の内發病(者)あるときは迅速(警察)本(分署)

又は巡行(警察)官吏(出張)の巡査あらば其巡査(出張)に申告せ

及び病院又は最寄(の)醫(師)に飛(報)告(して)診察(を)乞(ふ)へ

第三十條 興行場は衆人(の)出入(繁)多(なる)を以(て)殊(に)傳(染)

病(等)を媒(染)する(の)恐(あり)故(に)掃(除)規(則)に(よ)り(下)水(便)所

の掃(除)を怠(る)へ(か)ら(さ)る(は)勿(論)務(て)場(中)を(も)滑(潔)に(す)

へ

○甲第八拾號 同八日

明治十年度(民費)課(出)額(別)冊(の)通(に)候(條)來(る)五(月)五(日)限(り)

各區々長に於て取(纏)め上(納)可(致)此(旨)布(達)候(事)

但(老)戶(長)及(區)長(へ)收(入)規(限)は(區)長(に)於(て)適(宜)決(定)區

内(一)般(へ)可(相)達(事)

○甲第八拾一號 同九日

内務省甲第九號四月二日

明治十年内(國)勸(業)博(覽)會(に)於(て)授(與)の(賞)牌(は)受(領)人(の)適(宜)に(任)せ(右)賞(牌)の(寫)を(製)造(の)物(品)又(は)其(外)と(包)み(或)は(看)板(廣)告(書)等(は)類(へ)相(付)け(候)義(は)不(苦)候(條)此(旨)為(心)得(布)達(候)事

○甲第八拾貳號 同日

工部省第六號 四月一日

去る明治九年(十二月)當省第二拾號を以て布達せし山口縣
下長門國元山洲浮標の位置今般左に通變換候條此旨更に
布達候事

明治十一年西曆千八百 第貳號

元山浮標

一今般長門國元山洲と實測せまに從前浮標の位置より尙
西方に延出せると發見せり依て全所浮標を從前の位置
より南八十三度西の方へ七百間轉移該洲の極南端を
標示を其設置の場所は退潮れど氷の深さ五尋あり其

北方に直接氷の深さ二尋と四分の三に處に一つの淺
洲あり

一部崎燈臺は右浮標より北六十四度西、神れ島は全く南六
十九度十五分西、元山の巔は全く北三十五度十五分西、姫
島の巔は全く南六十五度十五分東に當る但右は眞方
位あり

○甲第八拾三號 同日

大藏省甲第十號 四月二日

今般國立銀行條例を遵奉し資本金拾万圓を以て愛媛縣下
第十七大區十三小區伊豫國宇和郡川之石浦五番地に設立

したる第二十九國立銀行に於て公債証書を抵當とて更に引換準備金を置三月三十日より壹圓紙幣と發行せしめ右本店に於て通貨を以て交換爲致候條公債証書の利足と海關稅を除の外租稅其他一切公私の取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事

但右紙幣の儀は明治十年十二月第九十號布告の品と同一に付別段見本相添へざる事

○甲第八拾四號 同日

工部省第五號三月廿三日

三重縣下桑名へ電信架線落成同所へ分局を設置し來る四

月一日より開局通信取扱音信料の儀は別紙表面の通りに候條此旨布達候事

和文

- 一 桑名分局より隣局名古屋及び四日市へは壹音信料金六錢を拂ひ津へは金八錢を拂ふへ也
- 一 東京其他東西各分局よりは名古屋への料金に金壹錢を加へ拂ふへ

歐文

- 一 桑名分局より隣局名古屋及び四日市へは壹音信料金六拾五錢と拂ひ津へは金五拾錢を拂ふへし

一名古屋以東各分局よりは岐阜と同名名古屋以西各分局
よりは豊橋と同名

○甲第八拾五號 同十日

工部省第七號四月四日

海外通信料の儀來る五月一日限り従前の割合を相廢し同
日より日本國內何れの場所よと發著候ども一語に付墨銀
貳拾錢と相定候條此旨布達候事

○甲第八拾六號 同十二日

内務省甲第八號三月廿五日

明治十年十月より十二月迄圖書寫真板權書目并に第壹號

より第四號板權書目の内板權返納の分等別冊の通に候條
此旨布達候事

○甲第八拾七號 同日

實決にあらざる處戒又は解放を受けたる者は静岡裁判所
甲府支廳の裁判に係る分は縣廳へ谷村區裁判所の裁判に
係る分は谷村警察署へ其當日中本人より宣告書寫相添可
届出此旨布達候事

但之民事の裁判は曾て縣廳の取調に關涉せ之事件に限
り裁許狀寫相添總て縣廳へ可届出事

○甲第八拾八號 同十五日

工部省第八號四月九日

本年二月當省第二號を以て布達せし和歌山縣下紀伊國沙
岬燈臺改築落成に付同所へ第一等不動白色の燈明を設け
本月十五日は夜より點燈し従前の假燈明は同夜より廢止
侯條此旨布達候事

明治十一年西曆千八百八十三年第三號

沙岬改築燈臺

- 一 沙岬改築燈臺は石造白色みまて基礎より燈籠の中央迄
高さ六十三尺あり
- 一 右燈臺は英國海軍局第九百九十六號は海圖に依るば北

- 緯三十三度二十六分十八秒にきて英國(グリーンウツナ)
より東經百三十五度四十六分十七秒に當る
- 一 燈明は二百十八度を照輝去一方は南八十八度東又一方
は北五十度西めて蔽蔭す但右は異方位なり
- 一 燈火は海面より高さ百六十三尺ありて其光線二十里(海
里)に達す

○甲第八拾九號 同廿五日

後備軍郷里に在りて釜戸他府縣へ寄留せんと欲する者兵
籍之儀は徵兵令第六章第九條に依準て可願出此旨布達候
事

但し常備軍服役中本文の如く他府縣へ全戸寄留する者
徴兵令第六章第四條は通可取計は勿論其都度戸主より
當縣廳へも可届出事

○甲第九拾號 同日

太政官壹兩壹分壹朱并に民部省貳分壹分貳朱壹朱の金札
本年六月三十日限り通用停止に付同月一日より引換候條
左記日割の通無遺漏當縣廳へ持參可致且引換手續の儀は
明治八年三月甲第五拾六號布達の通可相心得此旨布達候
事

但し本年二月甲第三十號を以及布達置候通可成丈其以

前諸上納の内へ相納可申事

引替日割

六月一日より	第一區より
同八日まで	第十一區まで
同九日より	第十二區より
同十六日まで	第二十二區まで
同十七日より	第二十三區より
同廿四日まで	第三十四區まで

○甲第九拾壹號 同廿七日

大藏省甲第十一號四月廿二日

新公債證書五拾圓い印貳六壹七番一枚右は鹿兒島縣下市
成郷所有に候處昨十年七八月中動亂に罹り紛失候旨今回
届出候條以後右の證書一切取引を爲すべからば且其所在

を見聞の者は速に管轄廳へ訴出管轄よりは即當省へ可届
出此旨布達候事

○乙第三拾五號 四月五日

區長

區長

昨明治十年乙第百壹號を以陸軍恩給令諸書式附録相達置
候處今般右附録中別紙之通改正并に正誤相成候旨同省よ
り達有之候條爲之得此旨相達候事

但し別紙は第四第七第十八第廿一第廿四第三十三區事
務所へ下渡置候條可承合事

○乙第三十六號 同八日

區長

戸長

明治十年度民費收入の備此般甲第八十號と以及布達候に
付ては本年乙第二號達により假課出致し候分は右額を引
去り殘餘期限通り課出せ而して縣費の外は總て區務所
留直ちに明治十年乙第百四十四號達より照準本納假受の手
續に可取計此旨相達候事

但之精算帳も第一第二第三期分取調來る四月二十五日
限差出せべし

○乙第三十七號 同九日

區長

戸長

寺院所属舊高内地代儀に付詮議せ筋有之間左の條款中第
一條より第三條に係るものは別紙雛形に照準舊村限り至
急精細に取調區括の上來る廿五日迄に一區限區長より差
出せべ之第四條より第六條に係るものと地券帳簿訂正方
同日迄に戸長より申出べく此旨相達候事

但之各條に係る種類無之村々は其趣記載の届書本文同
日迄に區長より差出せべし

第一條 連綿祖孫世襲の舊修驗より本宗へ歸入せ之寺院
の所屬地は廢に差出したる地券帳簿上該寺院の稱號及

布達之寫

び住職僧侶等の名面記載比分共甲離形に照準詳細取調
該地に關する證跡有之ば本紙へ寫相添且舊檢地帳寫共
差出せべし

第二條 舊修驗に無之寺院所屬地に之地券帳簿へ該寺院
の稱號を記せざるものは取調ふるに及不其住職僧侶等
の名面を記せざる而已乙離形に照準其もの所有の證
跡本紙寫共相添差出すべし

第三條 廢寺上地にて地券帳簿進達以前寄附或は永小作
等比故を以拂下と許可し右代價未納の向は上納濟迄は
券狀不相渡等に付若し其拂下受人名面に調整せし者有

之は丙離形に照準取調差出すべし

但し本文の如き地にて既ぬ券狀下附せざるもの有之を

該券狀は右調書み相添一先づ返納致さむべし

第四條 舊修驗より本宗へ歸入せざる寺院所屬地にて地券

帳簿へ該寺院の稱號を附せ差出置而して後廢寺と成り

何等緣由ありて右地所舊住職等へ無代下渡或は拂下れ

處分相成たるものを去て舊寺院號れ儘帳簿訂正方不申

出向は其處分の次第を書き名面訂正方申出可し

第五條 同上の地所地券帳簿み舊住職名面あるも其後事

故ありて上地の處分相成たるものは其次第を書き帳簿

訂正方申出べし

第六條 地券帳簿進達以後廢合せ寺院所屬地にて上地
と成りたるもれ或は其合する處寺院ふ合附の處分せし
もの或は何等事由ありて他へ拂下しもの等舊寺院稱號
の儘帳簿訂正未濟れ向と同上訂正方申出べし

雛形

用紙美濃紙

寺院所屬舊高内地の内本年乙第何號御達第一條より第三
條に係る取調書

第何區何郡

何村或は何村の内

舊何村

甲

祖孫世襲の舊修驗より本宗へ歸入せし
寺院所屬地の分

何番

一田何反何畝歩

何寺院

是は舊檢地帳該寺院細受或は寺費買得の地にて該帳
腰貼及び名寄帳等に寺院の稱號記載ありて住職僧侶
の所有地に無之依て該寺院名受到調整致候

何番

一畑何畝何步

何 某

是は祖先の者自費買得地にて別紙の通證書有之或は
證跡は無之候得共舊檢地帳腰貼及び名寄帳等に住職
名面記載ありて貢納諸役も本人於て相勤め寺院の所
有地に無之に付則住職名受到調整致候

何番

一田何畝何步

何 某

是は舊檢地帳名寄帳又は寺院號記載有之候得共舊來
其寺院號を以て住職の姓氏に換へ取扱來り則村投場

乙

諸帳簿等其本人の一身に係る事件と雖も某院某坊と
記載致來れる慣習にて其實祖先の總受或は買得地に
相違無之候間其相續人則當住職名受到調整致候

舊修驗に無之寺院所屬地の内住職僧侶等名面に取
調候分

何番

一田何畝何步

何 某

是は當住職自費買得或は先住職自費買得地れ處別證
の通讓受或は買得の確證有之名寄帳等に當住職名面

記載ありて寺院の所有地に無之に付則其本人名受よ
調整致候

何番

一畑何祇何步

何 某

是は元來何宗よて祖孫世襲の寺院先住職(則當住職の
祖先なり)繩受よて其後代々住職の者所有致來れる地
に付則當住職名受に取調候依て別紙舊檢地帳及び名
寄帳寫差出申候

丙

廢寺所屬上地にて地券帳簿進達前御拂下御許可相

成地價未納の分

何番

一田何祇何步

何 某

是は地券帳差上候以前御拂下許可相成候地に付其本
人名受に取調候得共地價の儀は未納に御座候
前書通相違無御座候也

右何寺院住職

何 某 印

關係の者一同連署すへま

檀中總代

何 某 印

年月日

擅中總代は二人
以上連署すべし

同

何某印

本寺第何區何村

何寺院住職

何某印

觸頭第何區何村

何寺院住職

何某印

戸長

何某印

區長

何某印

長官宛

○乙第三拾八號 同十一日

區長

戸長

府縣遞送人の儀必き宿村毎に繼立候ては徒に時間を費し
從て入費も相嵩候旨を以今般其筋より達の趣も有之候間
自今沿道宿驛へ繼送り無益の冗費と省候様可取計此旨
相達候事

○乙第三拾九號 同十二日

區長 戶長

今般甲第八拾七號の通り布達致候も付ては明治六年第五號及び明治七年乙第七拾九號達は相廢候此旨相達候事

○乙第四拾號 同十八日

區長 戶長

本年採用の常備兵本月三十日騎砲工輜重兵並に歩兵の内
兩登番より七十三番迄は東京鎮臺へ同兵の内七十四番より

八十六番迄は高崎營所へ入營可爲致旨東京鎮臺より通告有之候條區戶長又は書記に内差添高崎營所へ入營の分は各郡の徵員共同月廿四日中第七區巨摩郡河原部村事務所へ其他山梨八代巨摩三郡の徵員は同日中第廿五區山梨郡勝沼村事務所へ都留郡の徵員は同日中第三十區同郡上野原村事務所へ集合し同所より各所迄附添に區戶長一同發足期日迄に入營可爲致此旨相達候事
但之徵員の内若病氣事故等にて發足難相成者有之候は至急届出何分の指揮を可受事
○乙第四拾壹號 同日

區長
戶長

本年徵兵合格内五尺未滿四尺九寸以上の者當年に限り
悉皆採用候旨徵兵使より通告有之候尤割符は退て送致可
相成筈に付到達次第可相渡候條兼て本人共へ通達可致置
此旨相達候事

但し兄下士服役中の者も本文同様解散不相成候事

○乙第四拾貳號 同廿日

區長

郵便規則抄録及同稅心得書共揭示の儀從前改正此時々相

達候處自今區村事務所へ各壹部各戸回達とて毎村壹部
第一區は全區に付三部宛其都度第一課より直又遞送せし
め候條到達比上は各村事務所へ配付且各戸回達候條可取
計此旨相達候事

明治十一年日本帝國郵便規則抄録

内 國 郵 便	
番 狀 之 部	目方二匁以下 二匁迄 二錢
新聞紙 〔定時刊行物とは 毎月期日を定め て発行するもの〕	一號の 十六匁以下 一錢
	目方 四十八匁以下 三錢
書籍并見本品之部	目方八匁以下 八匁迄 二錢
	同 八匁以上 十六匁迄 四錢
以上皆右の割合を以 て目方二匁迄毎に二 錢づつを相増可拂事	同 四匁以上 六匁迄 六錢
	同 十六匁以上 二十四匁迄 六錢
一市內往復の分は右定稅半減の事 一管内官民往復の公書は無封し限り目方三匁以下三匁迄一錢三匁以上六匁迄 二錢以上目方三匁迄毎に一錢つつ相増し可拂又定時刊行物書籍類ハ定時刊行 物定稅半減の事 但一市內往復と雖も減稅無之事	一號の目方四十八匁を除る ものは書籍定稅を可拂事 二號以上一匁迄ときは目方十六 匁迄毎に二錢つゝ相増可拂事 但一束中一號四十八匁を 除るものあるときは之に書 籍稅を可爲拂事
	一束 十六匁以下 二錢

布 達 之 寫

表

は此手續を以て取扱ふを許さず唯他方より繼送りたるものに可限事

一 大切ある郵便物は定税の外壹封或は壹箇み付六錢宛の
手数料を拂ひ書留郵便に之差出之請取證書取置可申事
一 若書状を出そ方にて郵便税を前拂致さるるか或は税に
不足あれば其二倍と受取人より可拂事

但本文先拂税等届先みて故意を以て不相拂再び人を
差遣す節は三倍若再三相成るときは其都度毎に不足
税等二倍づつ増税を爲拂如斯ると五度と過て拂
はざる時は貳拾圓以内の罰金に處せらるる儀と可心

得事

一 先拂税并不足税共届先にて請取る時は郵便切手を張付
け朱にて消去置くにより是を目當とて可拂事
一 管廳等より人民へ差出之郵便物は定税は勿論別配達税
書留手数料に至るまで先拂若しくは不足にても二倍の
税を拂ふに及ばざる事

但人民より管廳等へ差出すものは前拂に限るべき若
し先拂不足等の分は差出人へ戻去二倍は税を可爲拂
事

一 郵便物を配達するは其肩書を目的とて配達す故に其
肩書に何地某内何屋某方と儘に記載あれば本人不在

に拘はらせ一旦之と其家に請取置若し轉居等あらば其云々斷書を添更に郵便局又は箱場等へ可差出事

一電信局これあき地より電信差出度者は郵便切手と音信料とあし音信文と合封えて最寄電信局へ宛書留郵便にえて可差出事

一郵便局を経ざる書状を私に貸錢と請取り遞送配達いたそ者は貳百圓以内は罰金又遞送配達致させたる者も貳拾圓以内は罰金有之に付左に書状の外は總て郵便局及び郵便函の内へ可差出事

○親類友人從僕等を以名宛の方人差送る書状

○郵便を待合せ難き至急に用事よく別段差人を差立其用事れみを達する書状

但此場合に於ても運輸又は飛脚業等れ者へ托するときは後條封皮を用ふるの方法を以てするに可限事

○荷物に添て送る添書送り状は類無緘或は開き封にて別に貸錢手数料等を拂はず請取ざる書状

一至急或は別段れ事故ありて運輸又は飛脚業等の者をえて書状を遞送せまむるときは其重量に適當たる税額の郵便封皮を用ふべし若し其重量封皮に相當せざる

又は封皮あきときは相當に郵便切手を貼付し郵便局に消印検査を受けたるものに可限事

但此方法を依る時は能く封皮を糊緘し裏面に捺印或は氏名を記し又名宛日附等を表記可致事

一郵便切手此面及びはがき封皮此面に有之切手此如き模様
に聊にても汚染あれば正まきもれと見認めざる故表

書れ時右模様へ墨れ附かざる様注意可致事

右之外海外に郵便差出さ方並郵便爲替及金子入書状往

復貯金預方之手續其他此件々詳細之儀は明治十一年日

本帝國郵便規則にて可辨知事

明治十一年

驛 遞 局

郵便税之心得

一郵便の方法は上に掲ぐる規則抄録よて相知るべけれど

も猶早譯りれため左に雛形を以て郵便税額を相示候事

但一般往復れも此は目方貳匁迄又管内官民往復れも

此は目方三匁迄の分に就て其例を掲げ候故一般の分

は貳匁以上二匁迄毎に貳錢つゝ相増し官民往復の分

は三匁以上六匁迄二錢以上三匁迄毎に壹錢つゝ相増

ま可拂は勿論の儀に候事

郵便局有
之所へ差
出す並書
状

切手貳錢

右雛形の如き

一書状
目方二匁の届々先郵便局有之所へは切手二錢用ふ
べき

郵便局無
之所へ差
出す并書
状

切手三錢

右雛形の如き

一右同断届け先郵便局無之所へは壹錢の増税とも都合切
手三錢用ふべき
但市外配達と云ふ

留書

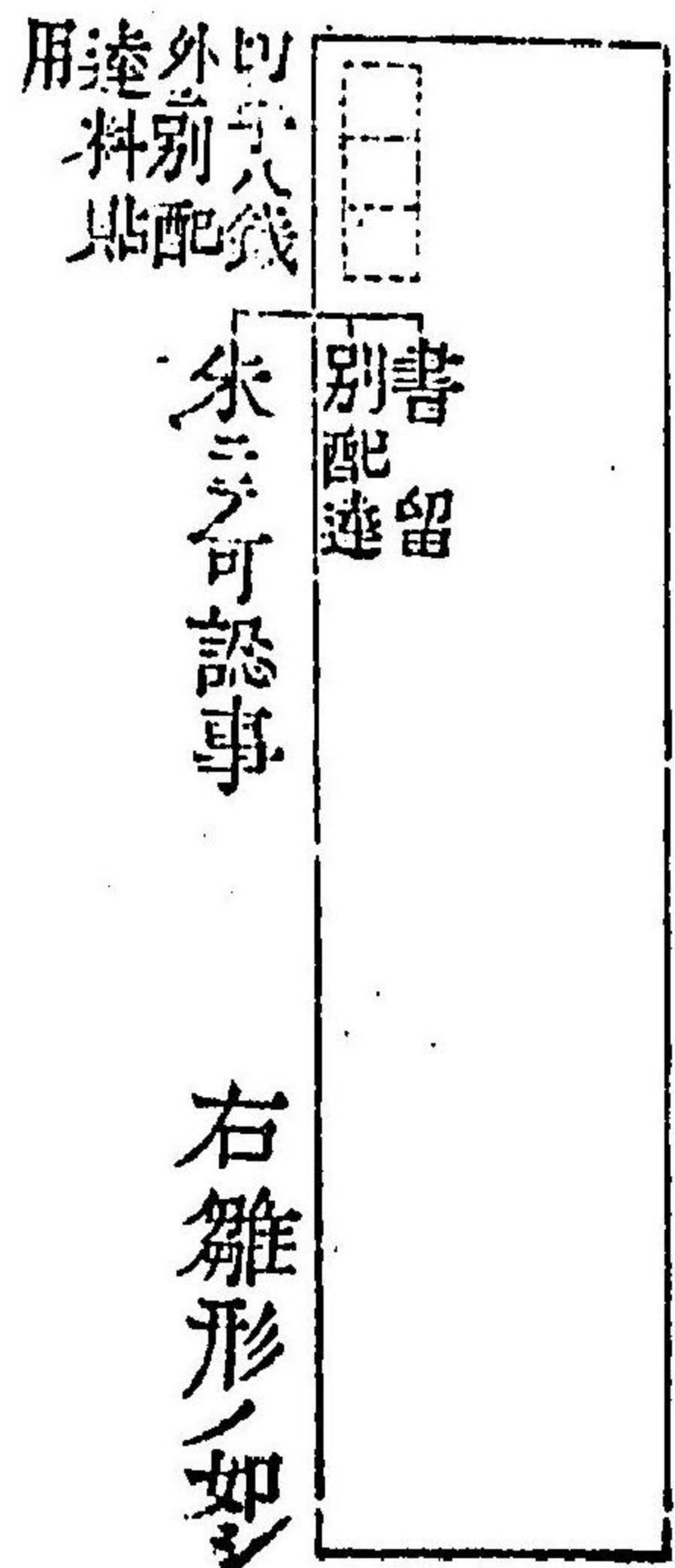
書留

切手八錢「朱」可認事

右雛形の如し

一大切なる要用等の書状
目方二匁は書留と唱へ定税貳錢
の外書留手数料として六錢
此手数は目方の輕重の増
切手を用ふべき且郵便局無之所へ差出を分は雛形の外
に切手壹錢を増加せし
但書留は受取證書を相渡すに付其所の郵便局へ可差
出事

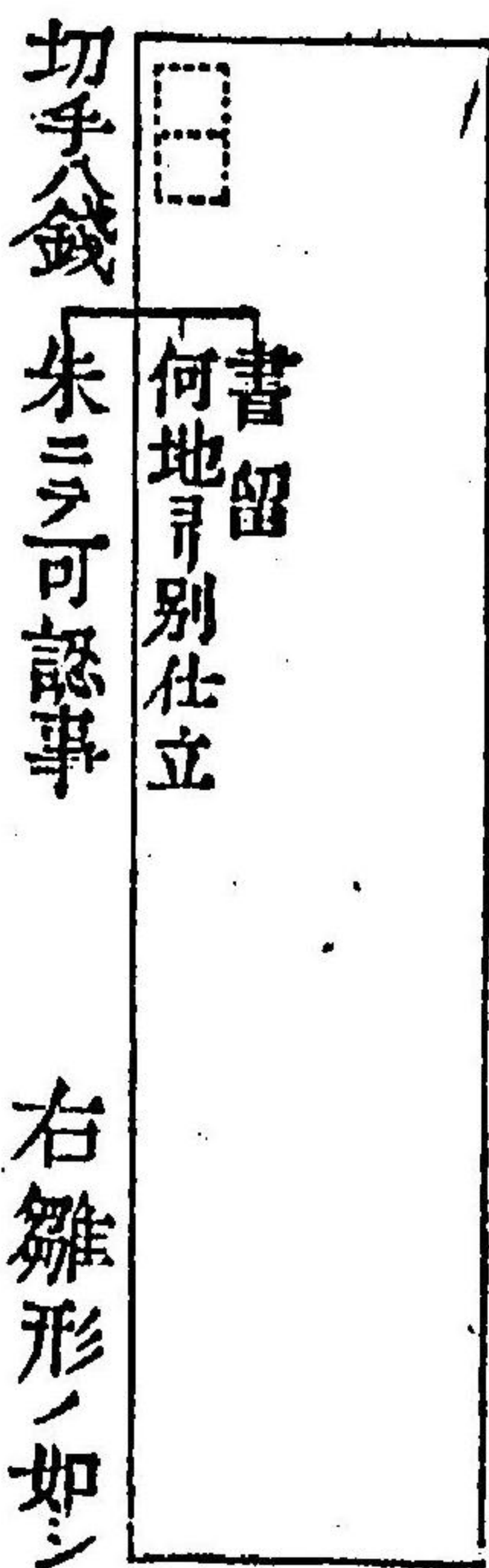
別配達



一別段至急の書狀迄の目方二匁を郵便局有之所へ差出す時は朱にて書留別配達と認め定税二錢の外書留手数料六錢及び別配達料丈の切手を併せ用ふへま

但前同斷且別配達料は其土地に依て違ひあれを差出す所の郵便局にて可承合事

別仕立



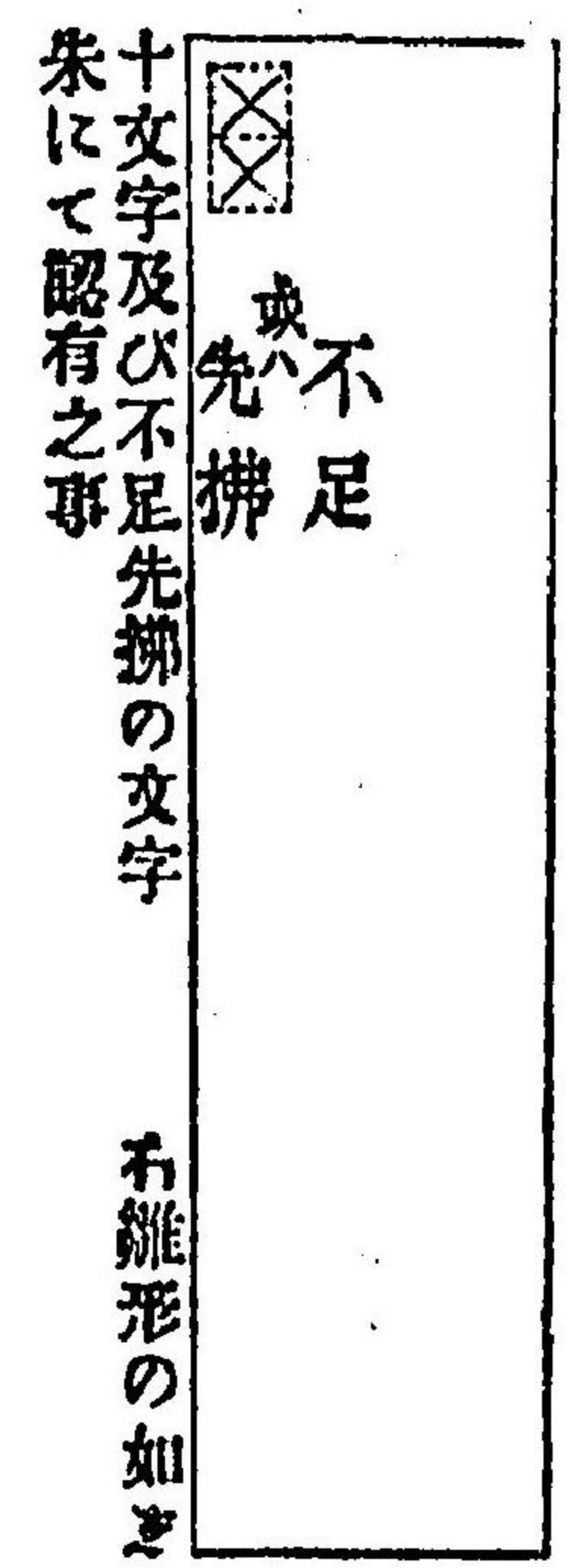
一前同斷郵便局無之所へ差出す時は書留何地郵便局より別仕立と朱にて認め定税二錢の外書留手数料とて六錢の増切手を用ふへま

但別仕立賃錢は於配達先可拂ものあれども或は差出人より預り切手の方法も有之故委細は差出局にて可承合事

右兩條別配達別仕立共一管内官民往復開き封帯封のもの

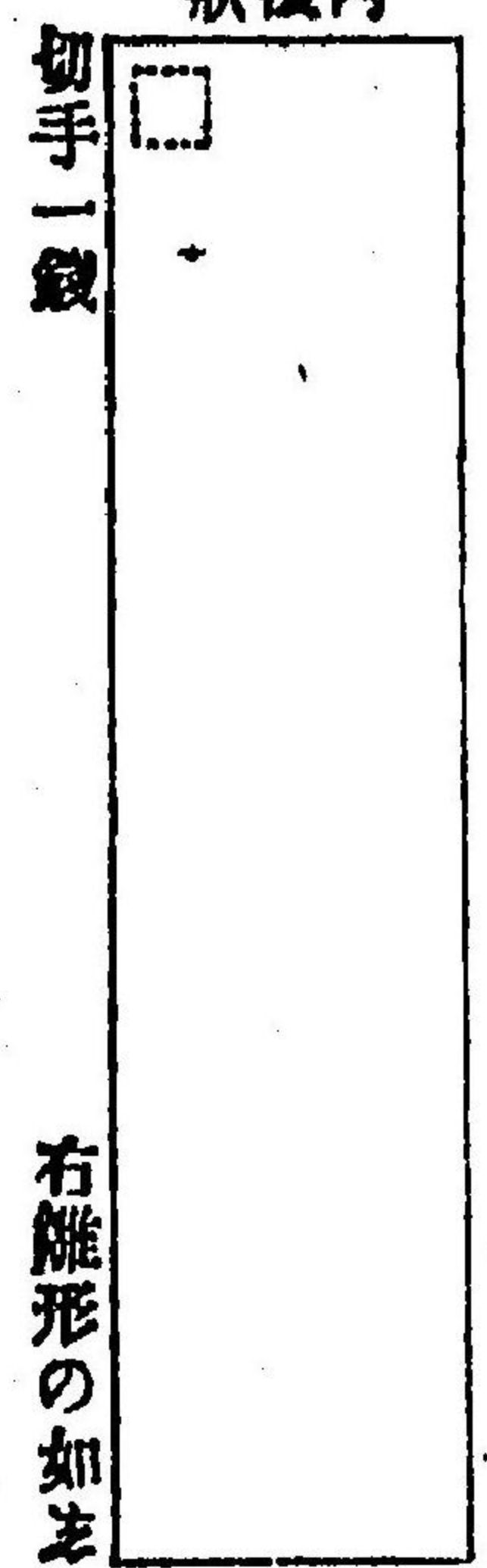
は書留手数を爲すに不限事

不足
或は
先拂



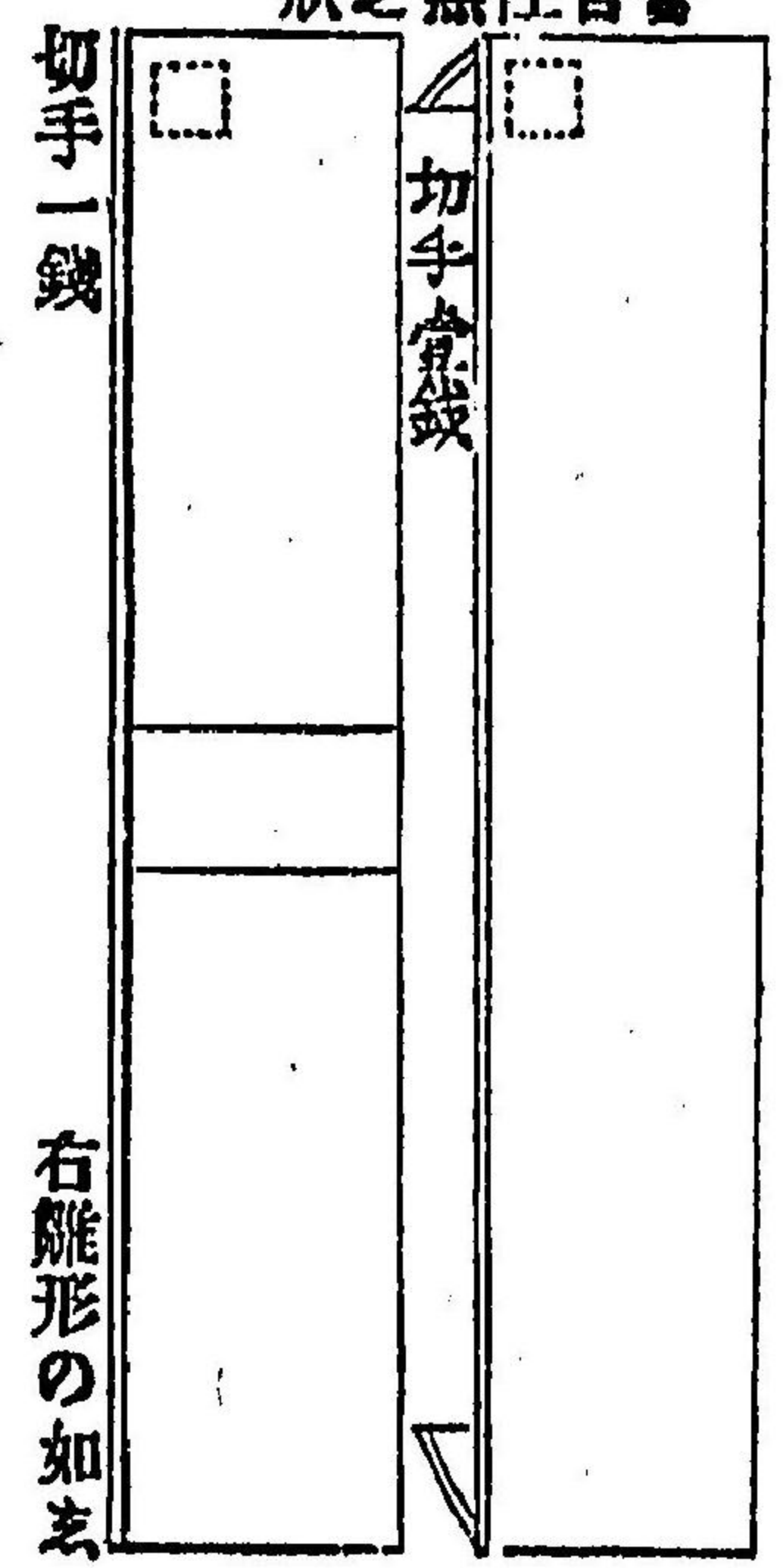
一書狀先拂或は不足税と朱にて書付有之節は其狀へ張付
置たる朱消の切手を目當に其税金を無異議拂ふへま

一市内
往復
并書狀



一市内往復たとへて東京市内より出の書狀目方貳匁は
定税の半減即ち切手壹錢を用ふへま

一管内
官往
民復
無之
緘之
書狀



一管内限り其府縣廳或は區戸長の役場等へ差出す願伺
届類開き封帯封にて差出す時は目方三匁郵便局有之所
の切手壹錢を用ふへま

但一市内往復れ分と雖も減税無之事

一届け先郵便局無之所へは
二錢を用ひ六匁迄れも以上同横切手三錢を用ふへき事

明治十一年

驛遞局

○乙第四拾三號 同三十日

區長 戸長

明治十年乙第六拾四號を以相達候地券臺帳編製規則中第六條但書を刪除去第七條及但書左に通り正候條此旨相達候事

第七條

第三條中數筆の耕地を一筆とす一或は一筆の中其幾分を裂地とすの類及田畑成畑田成宅地成等の類は其都度戸長に於て實地を檢査去裂地は實測圖面變換地は字限地引

圖面へ一筆限掛紙をなま變換の地目と記載之區戸長與寄
 れ上地券証相添出願せまひべま
 但し裂地に付畦畔の増減に係る地租は改正期限に至り
 更に調査をなま現反別も依て地租を賦課するものとす
 田地へ隔年又は一季二季便宜により畑作を仕付る分は
 本文の限にあらす

山梨縣衛生報生報告

○第四號

明治十一年第四月十四日

雜報

○世俗初生兒に臍帶脱落するや否や直に其部に艾灼を施し
 又は熊膽を水に溶解して塗布する等れとあきども太甚た
 不可なることなり畢竟臍帶脱落れ痕も尋常の創傷と差て
 異なるとは無きもれにて僅微れ刺傷にも堪へ難きもれあ
 るに況て艾灸熊膽杯を施せは反て其刺傷に因り發熱痲痺
 等を誘致するとあれば世間日用の(梳油)等の如き滋潤ある

ものを貼用し以て其部と大切に保護すへま決まて浸りあ
措置を爲すへうらす因て曰く小兒あ灸治を施そを慎むべ
きとなり

○針治も亦大人輕症の病には宜きこともあれども小兒には
決まて施すべからず一針にて即死せし例も少からず故に
針治を要する病的疾病をれを醫師の診察を受くべきとな
り但ま灸治も同様心得べま

○村家にては三冬の寒威を防んが爲に紙帳を造り其中又火
鉢等を容れて暖を取り事業を營む者あをども元是紙帳の
用紙は其廣重厚緻密あるもの故空氣の流通宜まからず自

然炭火より炭酸氣を發出て其中に鬱積ま終に居坐せる
者に害を及ま頭痛惡心等を起ま甚まきは眩暈卒倒其害少か
らま時々帳内へ新氣を入るゝとを忘るゝと勿れ

○村家は大抵室内に大爐を設け平日食物を煎熱する處とあ
せり而まて其設けたるや市中の竈の如き構造にあらず故に
小兒遊戯奔走の際往々爐中に轉墜ま湯火焼に罹り生色
つかさる不具癢疾となるとあり是父母たる者の不注意よ
り起るとなれば宜く注意まて其害を免れまむべし

山梨縣勸業報告

○第十四號 明治十一年四月十六日

地理局森林報告拔萃 本月四日勸業報告 第十三號の續

嫁接

一 嫁接は元來森林など多數の樹木を仕立てるには其手数多
 きが故に得る所失ふ所を償ふに足らず然るども果樹花
 木の如きは嫁接に非きは其美の花實を結ぶる者ある
 が故に茲に之を掲録す其法九條あり

一 換接

二 高接

三 壓接

四 身接

五 皮接

六 劈接

七 搭接

八 水接

九 根接

一 換接は接稍を砧樹に嫁する者どす大凡砧は三四歳乃至六七歳の木を以て最良とし稍は一年前に萌芽せざる者を以て最良とす扱換接せんと欲するときは先づ砧樹を鋸

断之鋸痕を小刀にて削平之砧樹の心と皮との間を小刀にて縦割すべ之(利刃木心に及へは必そ功な之)接稍は萌芽二三箇を存之二寸餘に裁削し片皮を木心に障らぬ様適宜に縦に削りたて(砧樹の縦割一寸あきは接稍の削りたては一寸一分となすへ之)他片皮は斜に削り去り直に口へ筒み(空氣の襲入を恐る)長き方を砧樹の心に接着し其上を打蕪又ハ麻にて適宜に束住之接稍は動かざる様注意すべ之(束住は緊きをよしとすきとも多巻するは却ておえよ然きとも梅挿れ如きは多巻を厭はず)右畢て接稍は頂れみを殘之置其腹部以下は砧と共に土を以て

之を覆ひ嫁接完熟新芽を生そるを待ち徐々に土を取除くべき

一 高接は樛木(垂柳、絲櫻、桃類)を接くに用ゆる法なり其法換接よ變るときは但石樹梢共に枯れ易き者あるか故に接さるる所を板割竹又は竹皮に類にて圍み置き土を其内に充て生草を其内に植へ滋潤を取るへし之れと漏斗と云ふ但時々砧芽を去り又漏斗に上に刺ある木を縛り鳥集を防ぐべし(又撥接と唱ふる法あり一樹に每枝に各種の木を嫁接する者なり)

同報告

○第十五號

明治十一年四月廿七日

地理局森林報告抜萃 本年四月十六日勸業報告 第拾四號に續き

一 壓接は砧を母樹の傍に植へ母樹を剪截せし其根と壓屈して砧に密着せしむるあり其法換接に變る事なく唯利刃を以て砧樹に接梢と密着する處を削るに下よりして其片皮を乗擲せると接條の裏片を削らざるを異かりとするれみ

一身接は盛夏に際日勢猛烈に去て接巔枯槁易きが故に之を用ゆるものとす其法砧樹の頭部を避け其腹部と

稱ふへき場所を半截之目字形を爲す接條を下層に接
 するなり天女花の類皆此法を用ゆるを佳とす
 一皮接は母樹を動かすを恐るゝを以て砧樹を其傍に置き
 て之を接ものどそ其法母樹は傍に杖を植て砧樹を盆中
 又は桶中皆底に穴あると要に植へ或は藁にて包み杖に
 束ね母樹の傍に襯もしめて之を接するもれなり
 一劈接は松類の如き杉木と接に用ゆるものどす其法砧樹
 を▲形に開割し砧樹と太さ齊まき接條を▽形に削成し
 砧樹の管中へ挿入して之を接するものどす

明治十一年五月

山梨縣第一區甲府常盤町四番地
 又新主
 傍訓出版人 内藤傳右衛門

明治十一年五月

兩假
名附

山梨縣布達之寫

やまなしけんおふれれ
うのま

甲府常盤町四番地
又新社發



本縣甲第九十二號より同第百貳拾三號に至る

○ 大政官第七號より第拾四號に至る

大藏省甲第十二號より同第十七號に至る

内務省甲第二號同第拾號より拾三號に至る

工部省第九號拾號

文部省第四號

○ 開拓使甲第四號

乙第四十四號より五拾號に至る

陸軍省達甲第拾二號

兩假名附 山梨縣布達の寫索引 明治十一年第五月

○ 甲第九十二號 五月一日 諸興行業取締規則中第二條改正 一丁

○ 甲第九十三號 工部省第九號 四月九日 長野縣下上田迄電信線落成 同丁

○ 甲第九十四號 同 三日 徵兵以て願出方 疾病の事 同丁

○ 甲第九十五號 同 日 普通承約の順序にあらざして 同丁

○ 甲第九十六號 同 六日 静岡裁判所長歸京 二丁

布達之寫

索引

○甲第九十七號 同 八日 石川縣下安達嘉安所持公債 同 丁
大藏省甲第十二號 四月三十日 證書落失

○甲第九十八號 同 日 內國債募集 同 丁
太政官第七號 全上

○甲第九十九號 同 日 各府縣下村市分合改稱新稱 三 丁
內務省甲第二號 三月一日

○甲第一百號 同 九日 起業公債証書發行 同 丁
大藏省甲第十三號 五月一日 (別冊條例は尾に掲ぐ)

○甲第一百壹號 同 十日 海外行印鑑免狀等廢止 同 丁
太政官第九號 五月四日

○甲第一百二號 同 日 蠶種原紙規則其他廢止 同 丁
太政官第十號 五月四日

○甲第一百三號 同 十三日 長野縣下信濃國埴科更 四 丁
內務省甲第十號 五月六日 科兩郡界制定

○甲第一百四號 同 日 勸農局波立蠶種原紙本年 同 丁
內務省甲第十一號 全上 限り賣下

○甲第一百五號 同 十四日 株式取引條例改定 五 丁
太政官第八號 五月四日 株式取引條例改定

○甲第一百六號 同 日 株式取引所當分東京大坂の布達 十四 丁
大藏省甲第十四號 五月九日 株式取引所當分東京大坂の布達

○甲第一百七號 同 十五日 大坂府下第三十四國立銀行 同 丁
大藏省甲第十五號 五月十一日 大坂府下第三十四國立銀行

○甲第一百八號 同 十六日 北海道各所漁場昆布場自 十五 丁
開拓使甲第四號 五月八日 北海道各所漁場昆布場自

○甲第百九號 同廿一日 長官歸縣 同丁

○甲第百十號 同廿二日 官材伐出し及び伐採年度 同丁

○甲第百十一號 同廿四日 神奈川縣下第三十六國立銀 十八丁

○甲第百十二號 同廿五日 高知縣下撫養山口縣下三田尻 同丁

○甲第百十三號 同廿七日 福島縣下第三十一國立銀 十九丁

○甲第百十四號 同日 北陸東海兩道諸縣御巡幸 二十丁

○甲第百十五號 同廿八日 圖書寫真版權書目及び板權 同丁

○甲第百十六號 同廿九日 文部省明治(五六)年中詔布 同丁

○甲第百十七號 五月廿四日 銃獵免許其他の者需用の彈藥 廿二丁

○甲第百十八號 同三十日 本縣師範學校規則中追加 廿二丁

○甲第百十九號 同 貿易銀貨一般通用 同丁

○甲第百二十號 同日 違式証違條例第三條中增加 同丁

○甲第百二十一號 同日 大政官第十四號 同上

○甲第百廿一號 同卅一日 貨幣通用制限中及造幣規
太政官第十三號 全上

○甲第百廿二號 同日 起業公債証券發行條例各
區村へ頒布

○甲第百廿三號 同日 明治九年人民扣所建築費
照並年度課出金額

○甲第百廿二號に係る別冊 起業公債証券發行條例

全乙號の索引

○乙第四十四號 五月一日 靜岡裁判所 甲府支廳人民
提喚假規則

○乙第四十五號 同三日 普通通繼嗣順序に無之戸
籍簿中記載方

○乙第四十六號 同十三日 準少尉其他の者恩給扶助
陸軍省達第十二號 五月三日

○甲第四十七號 同廿日 官有地に在る社寺にて境内
區畫決定の分無代價下渡

○乙第四十八號 同廿一日 舊神官へ官有の田畑等相當
代價に拂下

○乙第四十九號 同廿五日 蠶種製造に關する諭達

○乙第五十號 同廿九日 分水の諭達

○甲第九拾二號 五月一日

本年甲第七拾九號布達諸興行業取締規則中第二條左の通
改正候條此旨布達候事

第二條 此規則に記載せる條件を犯す又は警察官吏臨時
の指圖に違背す其他不正の所業ある者は其情狀により
一時興行を差止め又は營業鑑札取揚げ相當處分をと
とあるべし

○甲第九拾三號 同二日

工部省第九號四月九日

今般長野縣下信濃國上田まで電信線落成來る五月一日よ

り同所電信分局あ於て通信取扱候條此旨布達候事

○甲第九拾四號 同三日

徵兵又は廢嫡等疾病の事故を以て出願之節自今本縣病院
又は分院の診斷書相添可願出此旨布達候事

○甲第九拾五號 同日

有子の寡婦許可の上後夫を迎ふる節家督は前夫の遺子女
を以て相続を約え又は實子女あきの戸主弟妹或は甥姪等
を以て相続人に定むるの類其他都て普通嗣續の順序にあ
らずして繼承の約をあそ者は迄戸籍上區別無之處調理は
都合も有之自今更に戸籍へ登録可致等に候條今後は勿論

従前契約は分共此際無洩區戸長へ可届出此旨布達候事

但以來本文は手續を失え戸籍に登録あらざる向は其効
なきものと可認し付此旨兼て可相心得事

○甲第九拾六號 同六日

静岡裁判所長中島錫胤義爲親看病歸京候に就ては不在中
判事人見恆民代理候趣通知有之候條此旨布達候事

○甲第九拾七號 同八日

大藏省甲第九拾貳號四月三十日
石川縣下安達嘉安所持明治七年發行秩祿公債證書貳拾五
圓ち印四五三番壹枚同縣下於て落失の旨届出候條右種類

番記號の證書は一切取引を爲すべからず又何人に不限所
持致居候を見聞候者ば速に管轄廳へ可訴出管轄廳よりは
即當省へ可届出此旨布達候事

○甲第九拾八號 同日

太政官第七號同三十日

今般全國中公益の事業と興之物産繁殖之道を開き内外の
商賣を盛んにするため新に壹千貳百五拾萬圓の内國債を
起之其費用に供すべきと被決定右募債方一切大藏卿へ御
委任相成候條此旨布達候事
但詳細は儀は大藏卿より可及布達候事

○甲第九拾九號 同日

内務省甲第貳號三月一日

明治九年七月より同十二月に至る各府縣下村市分合政稱
新稱等別冊は通有之候條此旨布達候事 (別冊畧す)

○甲第百號 同九日

大藏省甲第拾三號五月一日

今般内國債募集は儀お付本年(四月)太政官第七號布告は旨
趣に因り起業公債証書發行條例別冊は通り相定め施行せ
えめ候條此旨布達候事

○甲第百壹號 同十日

布達之寫

太政官第九號五月四日

明治二年(四月)同三年正月布告海外行印鑑免狀渡方の儀及
同九年(十月)第二百二十八號布告中海外行免狀の廉ハ廢止候
條自今外務省本年二月第一號布達海外旋券規則に照準セ
ル迄此旨布告候事

○甲第百貳號 同日

太政官第拾號五月四日

明治七年(二月)第拾九号布告蠶種原紙規則同八年(三月)第四
拾七號同十年(四月)第三拾九號右規則中改正布告及同八年
(三月)第三拾二號布告蠶種製造組合條例並蠶種製造組合會

議局規則同年(四月)第六拾五號條例追加同十年(五月)第四拾
貳號初度夏蠶種製造方布告共廢止候條此旨布告候事

○甲第百三號 同十三日

内務省甲第十號五月六日

長野縣管下信濃國埴科郡阪木村と同國更級郡力石村との
境界從來不明瞭なる處今般千曲川中央を以て郡界と相定

候條此旨布達候事

○甲第百四號 同日

内務省甲第十一號五月六日

今般太政官第十號公布の趣も有之蠶種原紙規則被廢止候に付ては本年製造の蠶種は營業人共各自勝手紙相用不苦儀は勿論に候得共從前勸農局に於て波立候原紙買受方望に者へは本年限り左に價格を以て賣下候條來る六月三十日限り各所從前此蠶種原紙賣捌所へ申出買受候様可致此旨布達候事

一 春蠶原紙千枚に付

金二十五圓

一 夏蠶其外用原紙千枚に付

金八圓

○甲第百五號 同十四日

太政官第八號五月四日

明治七年(十月)第百七號布告株式取引條例相廢し更に別冊の通相定候條此旨布告候事

明治十一年五月第八號布告改定

株式取引所條例

第一章 株式取引所創立及開業に

第一條 株式取引所は株式仲買人の集會して日本政府の諸公債證書及日本政府の條例を遵奉して發行する銀行并諸會社の株券等を賣買取引する所なり而して此を

創立せんとするものは其創立願書へ其地方長官の奥書を受け之と大藏省へ差出し大藏卿は允許を請ふべし

第二條 此條例を遵奉て株式取引所を創立するには其發起人少くとも拾名以上にて其資本金額は百拾萬圓以上たるべし而して其資本金總高の半數以上に當る金額を右發起人總員にて出さべし

第三條 大藏卿は此創立願書を受領て其許可すべしや否を考察之或は之を許可之或は之を許可せざることを得べし

第四條 發起人右創立許可を受くるに於ては諸般に規程

を議定して創立證書及定款申合規則各二通を製し株主一同記名調印の上地方長官の奥書蓋印を受け之を大藏省へ差出さべし

但創立證書及定款等は創立許可を得たる日より遅くとも三ヶ月間に差出すべし若し右期限内に差出さざるときは其許可は無効に属すべし

第五條 右創立證書及定款申合規則は左の主旨に従ひ各取引所は便宜に依て之を製定さべし然れども必ず此條例の旨趣に抵触するを得ざるべし

創立證書は取引所を創立するに付株主一同決定した

る綱領の條件及び其責任の有限或無限(有限責任とは負債償却の義務に於て該取引所は株券限り或は其株券の二倍等其限あるを云ひ無限責任とは株主一同相連帯て各自の資力と竭すに至ると云ふ)を明記し必ず之を遵守踐行すべき旨を政府より對て保證するもたあり

定款は取引所を創立するも付株主一同其取引所は便宜と商量決定きて互相遵守すべき約束條款を記載するものあり

申合規則は賣買取引に付賣買主雙方は間に於て取引

所に對し遵守すべき規程を記載するものなり

第六條 大藏卿は右創立證書及定款申合規則を檢核きて不都合ありと思考するに於ては之に與證書印を加へ免狀と共に之を其取引所を下付て開業を許すべし

但爾后取引所の都合により其創立證書及び定款申合規則を改正加除せんとするときは其明々大藏卿に認許と受くべし

第七條 取引所は開業前に於て其營業保證を爲め資本金高の三分二以上に當る現金又は公債證書(大藏省より指定する價格を以て)を大藏省に差出—預置くべし

但し開業免状を得たる後滿五ヶ月に至り猶本文の手
續をなさず又は開業せざることあるときは其免状は
取消たるへま

第八條 取引所は開業の日より滿五ヶ年の間其營業を保
續するを得べし右滿期に至り尙ほ營業せんと欲するど
きは更に允許を受くへま

第九條 取引所あつて開業免状を受けたる上は其免状并
に創立證書の寫と添へ何月何日より其商業を創じへま
旨を新聞紙又は其他の方法と以て世上に公告しへま

第二章 株主并に株手形の事

第十條 各株主より入金たる金額は分て百圓以上一定
の株式とあま株手形を製ま其株主たるものへ之を交付
すべし

第十一條 株主は其取引所の營業時間は何時にても其金
員及び諸帖簿を檢閲すると得べま

第十二條 株主は何等の事故あるとも其取引所解散の期
に至らざる間は其株金を取戻すとを得ず

第十三條 株主は其取引所を承認を得たる上其所持た株
式を賣渡ま又は讓渡まをあそと得べま

第十四條 株主たるものは其取引所の役員たらざる時間

は何時にても仲買人たるを得べしと雖ども仲買人となりたるときは仲買人の規則を遵守せしめ而して買上に於ては之を仲買人と稱すべし

第三章 仲買人のと

第十五條 取引所は規定に従ひ相當の身元金を差入れ取引所の承認を得て自ら株式賣買の取引を爲すもこれを其取引所は仲買人と稱すべし

但し仲買人に於て假令他人の依頼を受け賣買せざるものと雖ども取引所に於ては都て仲買人の賣買をたるものと看做すべし

第十六條 仲買人は身元金は少くとも百圓以上たるべし

第十七條 仲買人は丁年者に限るべし且つ一度身代限れ處分を受けたる者は其負債は義務を免るる實證あるに非ざれば入社を許さざるべし

第四章 役員のと

第十八條 取引所の役員と稱するもこれ左に如し

頭取

肝煎

其他支配人書記方計算方等名義を以て役員を定むるは取引所の便宜に任す

第十九條 取引所の肝煎は少くとも五名以上と定め株主の總會に於て其取引所の規定に従ひ現に三拾株以上を所持する株主中より之を撰定し又其肝煎は同僚中より頭取一人と推舉すべし而して支配人以下に諸役員は頭取並に肝煎は衆議に依り株主又ハ株主外より之を撰任すへし

第二十條 取引所役員の在職年限は一ヶ年たるへし

第二十一條 頭取は取引所の事務を總轄し取引所一切の責任を任すへし

第二十二條 頭取肝煎は其仲買人賣買上ハ差縫れを解き違

約者を處分するハ責任ありとす

第二十三條 取引所諸役員職務上の責任權限等ハ其取引所お於て適當の規程を設け之を定款中に記載すへし

第五章 一般の規程

第二十四條 外國人を取引所の株主并仲買人と爲すとす

第二十五條 取引所に於て株式賣買取引となす者は其取引所の承認を経たる仲買人に限るへし

第二十六條 取引所ハ關係ある政府の官吏ハ其取引所の株主たるを許さず

第二十七條 取引所の役員たるものは其取引所に於て賣買
本人又は仲買人とあるべからず

第二十八條 取引所の役員及び仲買人は他の株式取引を爲
す會社の役員又は仲買人又は他は銀行并に諸會社官許
を經たる合本會社に役員たるを得也

第二十九條 取引所は其營業に爲め緊要ある地所家屋を除
くは外地所家屋を所持するを許さず又之を賣買すべか
ら也

第三十條 政府に於て賣買を許さたる諸公債證書及び政
府に條例を遵奉て發行したる銀行並諸會社の株券等

の賣買を除くの外此取引所に於て一切他は物件を賣買
其他の事業を營むべからず

第三十一條 取引所は第一章第七條に掲げたる營業保證に
爲め大藏省へ預くべき公債證書と除くの外自ら諸公債
證書株券等を賣買し又は之を所持すべからず

第三十二條 取引所は諸證據金を使用すべからず又貸附金
をあすべからず

第三十三條 取引所に於て違約人を處分するは其證據金
及び身元金を以て其違約に依り相手方に於て失ひたる
利得と蒙りする損害とを償はまむるに止まるべし

第三十四條 取引所は其取引所に於て株式等比賣買と認許せられたる銀行並諸會社及び新立會社の株式を賣買するとの依頼を受ると雖ども其事情により之を停止せ又は之と許否するに權を有す

第三十五條 取引所の諸願伺届又は諸證書約定書及往復の文書等取引所一般に關する事件は頭取肝煎等たきに記名關印すべきは勿論ききとも必き其取引所の名を署し取引所の印を捺すべし

第六章 賣買取引のと

第三十六條 取引所に於て爲す所の賣買取引は現場と定

期に二機に分ち必ず現物の受渡しを爲すべし

但三ヶ月より永き定期の約定となすべからず

第三十七條 凡取引所に於て賣買は約定をきき其定期に係るものは約定金高百分の五宛に下らざる證據金を賣買雙方より差入る可き而きて其期限中相底の高低等よりては追證據金増證據金等を差入まむるを得べし

第三十八條 約定取引は期限に至つては其品種に依り記名書替等其他受渡しは手續は政府又ハ諸會社に成規に照ま之を履行すべし

第三十九條 約定期限内に於く之と轉賣するを得べしと

雖ども其期日に至きは必ず現物に受渡を爲すべし

第四十條 賣買主に於て諸證據金に差入れを怠り又は期限内に至りて其約定を履行せざる者及び私に賣買の定約を爲し之を公にせざるもの等ハ都て之を違約人と爲すべし

第七章 手数料の事

第四十一條 取引所に於て收領すべき手数料に賣買雙方より其賣買金高現場取引は千分の一定期取引は千分の二宛に超へべからむ

第四十二條 手数料は其決算時に至り賣買取引に關係

する他は債主に先つて之を收受せんとを得へし

第八章 検査の事

第四十三條 大藏卿に於て要用と思考するときは何時にも官員を派遣し或は其他地方長官へ達して其取引所の業体及び金銀其他諸帖簿等を検査せしむるとあるべし

第九章 帖簿の事

第四十四條 取引所は毎日取扱の事項は勿論金銀の出納等凡て之を説明正確に記載し且其簿記の方法に於て大藏卿に差圖あるときは其差圖に従ふべし

第四十五條 取引所に於て製定使用する處の諸帖簿は其名目用法を詳記し之を大藏省へ届出づへ之

第十章 諸報告のと

第四十六條 取引所の賣買實際の報告及金銀出納表其他役員は進退並株主仲買人姓名等大藏卿の指命する處に従ひ時々報告をせしめし

第十一章 納税のと

第四十七條 此取引所は退て政府に於て制定施行する所の收税規則に遵ひ相當の税金を納むへ

第十二章 罰則

第四十八條 取引所の役員及株主并仲買人等此條例を犯すか又は役員たるもの株主並仲買人此條例に背戻せたるを不問に措き又は背戻せせめたる實證あるときは役員并に本人ども其事の輕重に依り三拾圓より少ならず千圓より多らざる罰金と科すへ之

第四十九條 検査官員は命を拒み帖簿書類等を差出さざるか又は其疑問に答辨と爲さざる者あるときは頭取又は其主任者に拾圓より少あからせ五拾圓より多らざる罰金を科すへ之

○甲第百六號 同日

大藏省甲第拾四號五月九日

今般太政官第八號を以公布相成候株式取引所の儀は當分の内東京大坂に於て一ヶ所宛に相限り候等に候條爲心得此旨布達候事

○甲第百七號 同十五日

大藏省甲第十五號五月十一日

今般國立銀行條例を遵奉し資本金拾萬圓を以て大坂府下第一大區九小區高麗橋五丁目十九番地に設立去たる第三十四國立銀行に於て公債証書を抵當と去更に引換準備金を置登圓紙幣を發行せ去め右本店に於て通貨を以て交換

爲致候條公債証書の利足と海關稅を除くの外租稅其他一切公私の取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事

但右紙幣の儀は明治十年十二月第九拾號布告の品と同一に付別段見本相添さる事

○甲第百八號 同十六日

開拓使甲第四號五月八日

當使管下北海道各所に於て漁場昆布場自費新開の分は五ヶ年間免稅の義明治七年第四號府縣第十四號管内を以て及布達置候處開業に際斷岸を劃り海汀と埋め河底の流木を浚へ或は自然の地形に依り各開設の難易漁獲の多寡等

頗る徑庭有之候に付自今實地を精査せ更に二ヶ年乃至五ヶ年除税候條此旨布達候事

○甲第百九號 同廿一日

拙者儀地方官會議に付山京致之居候處昨廿日歸照候條此旨布達候事

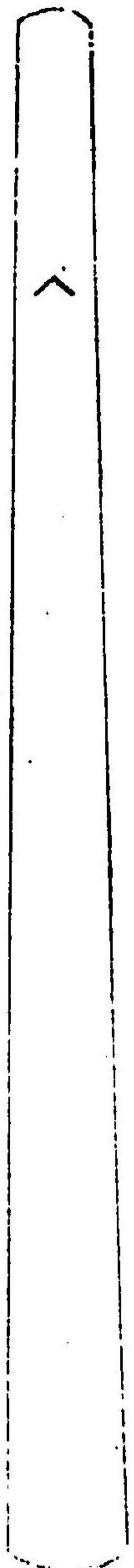
○甲第百十號 同廿二日

內務省甲第十二號五月十三日

各地官林之内當省地理局於て伐出し此木材は自今別紙甲號圖之通切判いた之並其伐採年度を查別する爲め乙號圖之通年々切判相加へ候等に付此旨布達候事

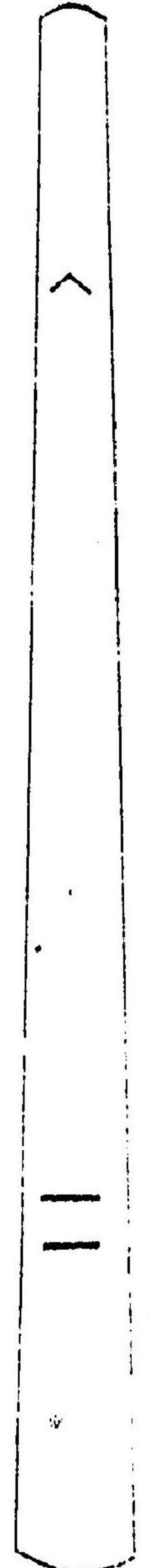
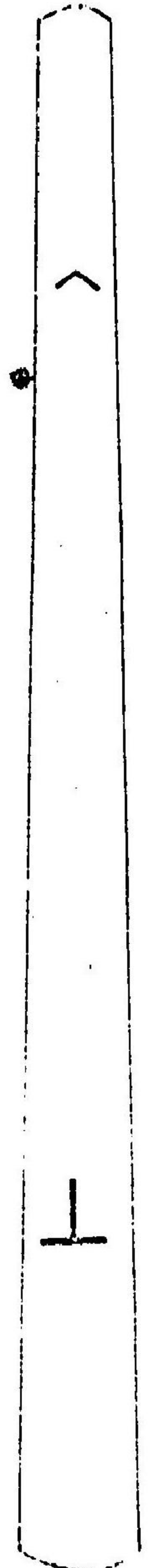
號甲朱

將來官材に相用候切判形



官材を証する爲め將來相用ゆへき切判形以下全之

伐木の年度を查別する爲め年々相用ゆへき切判形以下全之

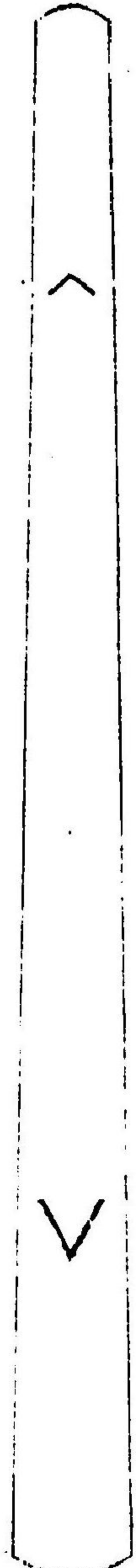


明治十一年

全十二年

甲六十

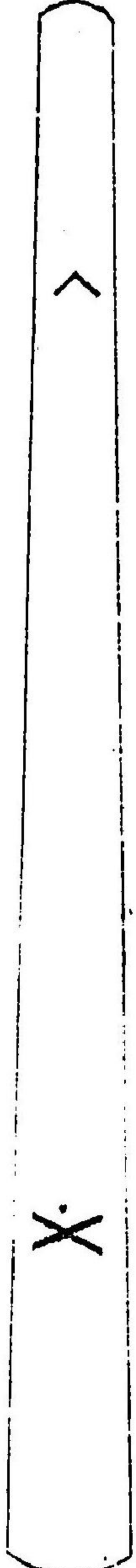
號乙朱



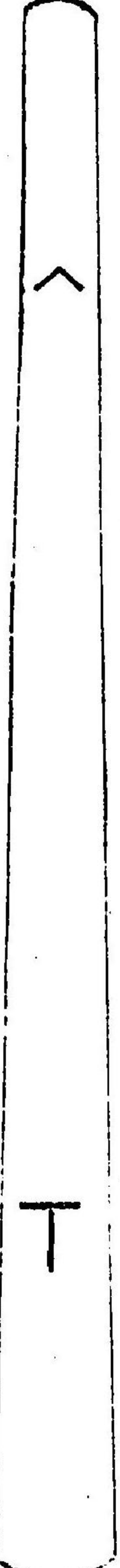
年全十三



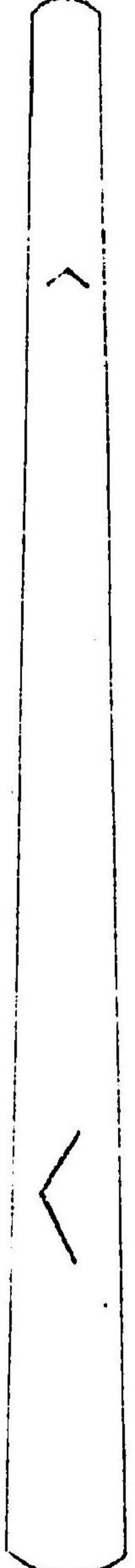
年全十四



年全十五



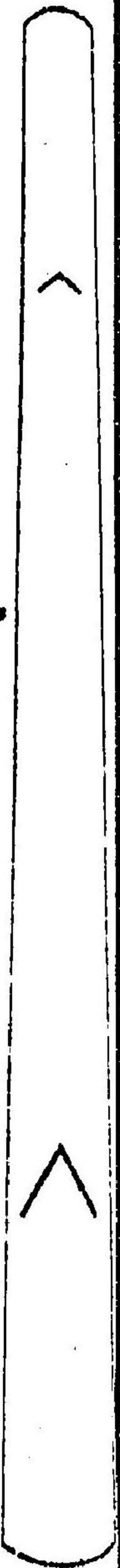
年全十六



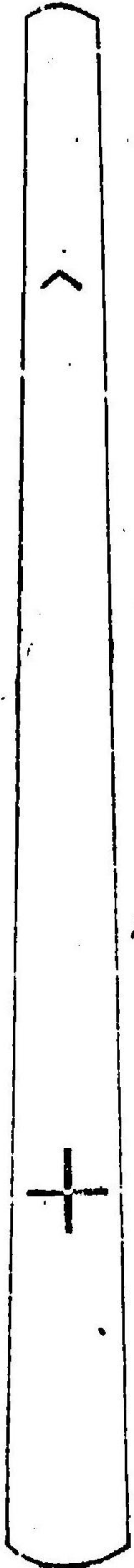
年全十七



年全十八



年全十九



年全二十

但し明治二十一年は尙^{なほ}十一年の切判形を用ゆ以下_{これに準ず}倣^{なま}之

○甲第百拾壹號 同廿四日

大藏省甲第拾六號五月廿一日

今般國立銀行條例を遵奉し資本金五萬圓とを以て神奈川
縣下武藏國多摩郡八王子横山宿百拾四番地に設立せたる
第三十六國立銀行に於て公債證書を抵當とせ更に引換準
備金を置登圓紙幣を發行せせめ右本店に於て通貨を以て
交換爲致候條公債證書の利足と海關稅を除の外租稅其他
一切公私の取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事
但右紙幣の儀は明治十年十二月第九拾號布告の品と同
一に付別段見本相添ざる事

布達之寫

○甲第百拾二號 同廿五日

工部省第拾號五月廿一日

高知縣下撫養山口縣下三田尻へ電線架設右兩所へ分局を
設置し撫養は六月一日より三田尻同月十五日より開局音
信料之儀は別紙之通有之候條此旨布達候事

撫養電信分局音信料

- 一無養分局より隣局高松及び徳島へは和文壹音信料金七
錢歐文全く金貳拾五錢を拂ふべし
- 一四國中其他岡山以東以西各分局より撫養への和歐文音
信料は徳島と同之

三田尻電信分局音信料

和文

- 一三田尻分局より隣局廣島及び山口へは壹音信料金六錢
を拂ふべし
- 一廣島以東各分局より三田尻へは廣島への料金に金壹錢
を加へ山口以西各分局よりは山口への料金に金壹錢を
加へ拂ふべし

歐文

- 一三田尻分局より隣局廣島及び山口へは壹音信料金貳拾
五錢を拂ふべし

一廣島以東各分局より三田尻へは山口と同一山口以西各分局より廣島と同之

○甲第百拾三號 同廿七日

大藏省甲第十七號五月廿三日

今般國立銀行條例を遵奉之福島縣下岩代國若松大町一之町七番地ニ設立したる第三十一國立銀行に於て公債証書を抵當と之更に引換準備金を置置圓紙幣を發行せしめ右本店に於て通貨と交換爲致候條公債証書の利足と海關稅と除の外租稅其他一切公私に取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事

但右紙幣の儀は明治十年十二月第九十號布告の品と同一に付別段見本相添ざる事

○甲第百拾四號 同日

太政官無號五月廿三日

來る八月北陸東海兩道の諸縣

御巡幸被仰出候條此旨布告候事

但御發途日限は追て御沙汰可有之事

○甲第百拾五號 同廿八日

内務省甲第拾三號 五月十八日

本年一月より三月に至る圖書版權寫真版權書目及第一號

より第五號迄の内版權返納並追奪の分別冊は通候條此旨
布達候事
〔別冊零す〕

○甲第百拾六號 同日

文部省第四號五月廿三日

文部省明治五年(十月)第三十七號及(九月)八日(番外)十月十二日(番外)十一月九日(番外)十一月十日(番外)布達明治六年(一月)第二號(三月)第二十七號乙(四月)第五十八號(五月)第六十一號(五月)第六十四號(五月)第六十九號(五月)第七十四號(五月)第七十五號(五月)第七十六號(五月)第七十八號(五月)第七十九號(六月)第八十八號(六月)第九十二號(八月)第百九號(八月)第百十四

號(十月)第百二十四號(十一月)第百三十五號及(四月)二十三日(番外)布達廢止候條此旨布達候事

○甲第百拾七號 同日

太政官第拾壹號五月廿四日

銃獵免許の者及有害の鳥獸威去銃室内射的場營業免許の者等需用の彈藥雷管に限り賣買手續左の通相定候條此旨
布告候事

銃獵免許の者及有害の鳥獸威去銃室内射的場營業免許の者等需用の彈藥を買はんはんと欲する時其免許狀若くは免許證を以て彈藥賣買免許商人に示し以て其免許人た

たることを證すべき

彈藥賣買免許商人は右に免狀若くは免許證を認め正確ありとする時は左に程限に照え之と賣渡え其姓名及び數量等を詳記し月々其管轄廳（東京は警視本署）へ届出づべし

西洋形獵銃川

彈藥散彈ノ類

貳千發

同上用

雷管

四千粒

火繩銃用

火藥

壹貫目

室内銃用

雷管

壹萬粒

右一次賣渡え最多に程限とす若く一次此程限外に彈藥

雷管と買はんと欲する時は銃砲取締規則第二則に従ふべき

○甲第百拾八號 同三十日

本縣師範學校規則第五章第拾壹條に左之但書を追加す同

第拾章第五條は刪除候條此旨布達候事

但第十章第六條を第五條と相改め候事

第五章第拾壹條

師範官費生徒に奉事年限は云々

但官費生徒奉事年限内に在て其職を辭する者は在校中給與する學資金員を奉事すべき月數に割合其既に奉

職せま月數の金員を引去り其剩金を辨償せしむ尤其情
狀に依りては年賦を以て剩金の半額又は其全額を取立
つるとあるべき

○甲第百拾九號 同日

太政官第拾貳號五月廿七日

貿易銀貨の儀は從來各開港場貿易便利の爲め鑄造各開
港場に限り通用候處今般更に一般に令通用候條租稅其他
公私の取引上都て授受可致此旨布告候事

○甲第百貳拾號 同日

太政官第拾四號五月廿七日

明治九年(九月)第百十七號布告違式註違條例第三條中無力
の者の下及び贖金を出すとを肯せざる者(は)十四字を増加
候條此旨布告候事

○甲第百廿壹號 同卅一日

太政官第拾三號五月廿七日

今般第拾貳號布告貿易銀貨を以て一般の通用貨幣と被相
定候に付ては明治八年(六月)第百八號布告貨幣條例中貨幣
通用制限の第五節を左の如く改正去且該貨鑄造料及地金
輸入定高相減去貨幣渡日限相縮め造幣規則第四條但書中
並第九條第十一條第十三條中左れ通改正候條此旨布告候

事

貨幣通用制限中第五節改正

此貿易銀は海關稅其他外國人より納むる諸稅及び日本人外國人と通商の取引を用ひ又これを内地に諸稅納方等其
他公私一般の拂方にも用ひ其高に制限あることなま

造幣規則第四條但書中(銀地金輸入定高)

銀地金は千オンス(凡八貫二百八十匁)以上とあるを(五百オ
ンス(凡四貫百四十匁)以上)と改正

同第九條中(貨幣渡日限)

本日より(二十日目)とあるを(十日目)と改正

同第十一條中(鑄造手数料)

當分の内(百)に付一、半とあるを(百)に付一と改正

同第十三條中(再鑄手数料)

貿易銀は(千)に付十とあるを(千)に付五と改正

○甲第百廿貳號 同日

本年大藏省甲第十三號布達(本縣甲第百號布達)起業公債証
書發行條例の義第四第七第十八第廿壹第廿四第三拾三區
事務所へ下渡置候に付可承合旨布達致し置候處猶便宜熟
覽致候様史に各區村へ頒布候條此旨布達候事

○甲第百廿三號 同日

縣廳並人民扣所建築費明治九年度に於て課出すべき分別紙の通候條來る六月三十日限り各區々長に於て取纏め上納可致此旨布達候事

但戸長及び區長へ收入の期限は區長よ於て適宜取極め區内一艘へ可相達事

課出金額

區名	課出金額
第一區	一金三拾三圓九十六錢五厘
第二區	一金貳百七拾三圓七十八錢九厘
第三區	一金四百八拾圓六錢三厘
第四區	一金百四拾圓八十二錢二厘

第五區	一金百貳拾六圓七十一錢二厘
第六區	一金百五拾四圓六十七錢五厘
第七區	一金百四拾壹圓五十八錢三厘
第八區	一金百七拾三圓六十九錢九厘
第九區	一金百六拾圓九錢四厘
第十區	一金百三拾七圓七十七錢六厘
第十一區	一金百拾六圓七十七錢三厘
第十二區	一金百貳拾九圓七十六錢八厘
第十三區	一金百八拾圓五十二錢
第十四區	一金貳百七拾九圓三十八錢一厘

布達之寫

甲廿五

一金百五拾五圓六十錢六厘	第十五區
一金七拾貳圓九十六錢四厘	第十六區
一金拾九圓八十三錢八厘	第十七區
一金百拾六圓六十八錢一厘	第十八區
一金三拾壹圓六十七錢一厘	第十九區
一金七拾貳圓三錢一厘	第二十區
一金百拾圓八十錢七厘	第二十一區
一金百八圓六十六錢八厘	第二十二區
一金貳百九拾壹圓八十六錢六厘	第二十三區
一金貳百三拾九圓八十五錢八厘	第二十四區

一金百四拾壹圓八十二錢	第二十五區
一金貳百三拾圓十五錢七厘	第二十六區
一金七拾貳圓二十七錢九厘	第二十七區
一金百六拾五圓七十三錢	第二十八區
一金貳拾七圓三十一錢八厘	第二十九區
一金百拾九圓五十七錢三厘	第三十區
一金百三拾圓二錢五厘	第三十一區
一金四拾八圓四十二錢	第三十二區
一金百八拾六圓四十錢一厘	第三十三區
一金百貳拾三圓九十錢七厘	第三十四區

起業公債証券發行條例

此公債は明治十一年(四月)太政官第七號布告の旨趣に
基き要用の金額を募集する爲め起す所にして是を大
日本政府の公債とて各債主へは此公債証券と交付
其年限を定めて之を償却するに付大藏省に於て制定
したる條々左の如し

第一條 公債証券の元高種類并
に利息制限を示す

第一節 此公債の元高は壹千二百五拾萬圓に於て年六分
の六分の利付とし其元金は二箇年間据置き三箇年目(即ち明
治十三年)より向二十三箇年を限り(即ち明治三十五年迄)毎

年大藏省は都合を以て(第四條に掲ぐる)抽籤の法方を用ひ
之を拂戻すべし而して其利息は(第三條第二節の但書並に
第四節の分を除き)募金拂込み皆済後より明治三十五年
迄毎年六月十二月の兩度之を拂渡すべし(本文金額は總
て大藏省の都合に依り金銀貨又は紙幣を以て之を下渡す
べし)

但明治十三年より抽籤法を以て元金を拂戻すに當ては
年六分利利息月割(抽籤十五日以前に係るは前月迄の分
十六日以後に係れば半箇月分下渡すへきものどす)を以
て右抽籤法を行ひまとき迄の分下渡すべし

第二節 此公債証書面の金高を五百圓、百圓、五拾圓の三
に區別し利息は小札付きとし

但本文の利札は毎半年利息渡す時に其渡方を取扱ふ
銀行等にて切取り引換に其金額を得べきものとす

第二條 公債証書授受賣
買等のとを示す

第一節 此公債証書は(第六條に掲ぐる記名に變改する分
を除き)所有主は名を記さず故に書換又は管廳の捺印を受
くる等の手續無くして授受買賣等(外國人を除くの外)各自
に隨意たるべし

但質入書入(外國人を除き)及び相續人への遺物も勝手た

るべき

第三條 募債并に出金等の
手續概略を示す

第一節 此公債は募集方並に元利金の渡方とも都て第一
國立銀行并に三井銀行へ委任して取扱はまはるが故に申
込は手續引受の實高、期限、場所及び利息並に元金の渡方其
他必要の件々の右兩銀行本店若くは支店及び其取引仲間
等より追て新聞紙等を以て廣告に及ぶべき

第二節 募りに應じ出金するは時期の都合四度と定め最
初引受方申込は節手付金を拂込ませしめ其後は第一第二第
三と割拂を以て順次出金せまはるものとせしめ其時日は右

兩銀行等より廣告をすべき

但第三割拂迄の利息の其出金高に準て年六分の割合を
る月割拂込十五日以前に係るは半箇月分十六日以後に
係れば翌月の分に立てて計算するものとす○第四節は
月割法亦之に倣ふを以て之を拂渡すべき

第三節 右四度以内手付金拂込の節は該銀行の受取書を
與へ第一割拂の拂込には右受取書と引換に假証券を與へ
第二割拂よて新假証券と以て舊假証券と取換へ第三割拂
は拂込済に至り此公債證書を假証券と引換に交付すべ
き

但公債証券の種類は大藏省に都合し依り之を交付すべし

第四節 手付金又は第一第二第三割拂に拂込金とも都て其定期の時日に先けて入金する者へは其高に對し年六分の割合ある利息月割を以て入金の内より割引きて債主へ拂渡すべし

第五節 右の如く四度に配賦して拂込まざるに付ては若し初度の手付金相濟み更に第一割拂若しくは第二第三割拂出金の定期を愆まつ者は其以前差出まざる金額は當人れ損失に歸せまめて返與せざるべし

第六節 出金未だ皆済に至らば此公債証券を受取らざる以前たりとも當人の都合に依り第一割拂より交付せたる假証券を授受賣買入書入にするは(外國人と除くの外)勝手たるべし尤も授受賣買は其証券を裏面に讓渡人(又は賣主)の姓名住所と議受人(又は買主)の姓名住所とを記載し且つ調印するもれとす

但此讓受人(又は買主)にて其次の割拂出金を愆期するときは本條第五節の通りたるべし

第七節 若し申込の出金高募集すべき見込高より超過するときは該銀行にて之を總體に申込高に割付て平等あ

減却し而きて其手付金の過剰とある分は第一割拂の拂込
金に廻すべき尤も其時の都合に依ては別に適宜の方法を
設けて之を減却することあるべき

第四條 抽籤を以て此公債の拂戻しを定むるには此

第二節 毎年抽籤を以て此公債の拂戻しを定むるには此
公債を取扱ふ銀行本店に於て其年十月月中該地方身柄の
人にて此公債証書無記名記名とをも所持する者五人以上
を以て大藏省國債局の官員と其地方廳の官員各兩名以上
立會れ上抽取を以て其年に拂戻すべき証書の記號番號を
公定し申り籤の記號番號は速に新聞紙等と以て廣告すべ

之

第五條 証書の毀損等の

第一節 此公債証書は自然垢付或は少々の損壞等あると
も金高及び主要の印部等に損害なく正眞の証書たるを保
認すへき分は當然の規則に隨ひ元利金の渡方を爲すへき
尤も過失にて此公債証書の一部部と燒損し又は金高及び
主要の印部等を毀損し或は之と見認め難き程の墨附等あ
れを速に其手續書を添へて兩銀行に本店又は大坂に在る
支店に持参きて引換を乞ふべき兩銀行は其事實を承明さ
て後之を大藏省へ具申きて此引換を爲すへき尤も大藏省

よ於ての其事實は勿論該証書面に金高番記號の部分必ず
判然存在し眞正の証書に相違なしと見認むる分は之が引
換を爲すへ之

但此引換を乞ふには本人より相當の手續料を銀行へ拂
ふへ之

第六條 記名公債証書に變改せる手續并
に變改せし以後の規則を示す

第一節 此公債証書は授受買賣等を便にする爲め本來無
記名なれども所有主の請願に依りては之を變改して更に
記名証書と爲すを得へ之其變改の手續并に規則等左の
如し

第二節 無記名証書を記名に變改するには証書を引換へ
るに非ざ又証書本紙に記名せるに非ずして本條第四節に
取扱を以て之を定むるものとす

第三節 右記名を請願するは第三條最後出金の定期より
七八十日乃至五六十日以前に其旨を此公債之取扱ふ兩銀
行に本支店若くは取引仲間等に申込むへ之右銀行の支店
并に取引仲間等に申込みたる分は之を取纏め請願人の姓
名住所並に入用証書の金高等を詳記し大藏省へ具申し記
名極印済みの証書を(記名紙相添へ)受取り之を其本人へ交
付し本人より更に之を管廳へ持出て記名其他次節の手續

を受くべし

第四節 前節の如く大藏省へ具申の上の同省に於て該証書に記名たる極印を押之を簿冊に登記せ置き再び之を其銀行へ送付て其本人へ交付せ本人より管廳へ持出るもれども管廳にては該証書の種類金高記號番號枚數及び所持主の姓名住所年月日等を簿冊に登記し該証書に記名紙を糊附し該廳の繼印を爲し所有主の姓名住所を記入せ該廳に割印及び公債掛の檢印を捺して再び之を所有主へ付與せしむ

但一旦無記名証書を引受け置き追て記名に改めんと欲

する者は該証書其種類金高記號番號枚數の目錄書及び願書を添へ管廳へ申立つべし管廳よりは願人へ証書の受取書を渡し置き之を大藏省へ具申て極印濟みの証書并に記名紙を受取り成規の如く再び之を其本人へ付與するの手續を爲すものとす尤も記名紙の地方官の見込を以て豫め之を大藏省より受取り置くも適宜なるべし

第五節 前節の如く無記名証書を記名証書に變改せたる上は之を授受賣買せ或は引當物に爲し又は紛失盜難及び流焼失等々廉は明治八年(五月)太政官第九十五號布告改正

新舊公債証書發行條例第六條七條八條九條十條を適用す
べし尤も右條例を此記名公債証書に適用せる場合に於て
は右條例中換用の文字並不用の廉々左の如し

但元利金渡方等の手續は無記名公債証書と同様あるも
れとす

右條例第六條より第十條迄の中に「新舊公債証書共」并に「新
舊公債証書」とあるは都て「此記名公債証書」と改む同第六條
第一節但書は「其都度大藏省へ届出べし」と「置くべし」に改む
同條第二節に「証書裏面へ形の通り雛形」及び同條第三節の
「証書裏面へ形は如雛形」は都て「記名紙へ末に附する雛形の

通り」と改む

同條第三節「大藏省へは云々の十五字を置くべし」に改む同
條第四節の但書を削除す

同條第五節並に第七節八節は「証書へ割印」は都て「記名紙へ
割印」に改む

同條第七節は「且大藏省へは一月分翌月五日迄お云々の二
十七字は不用

同條第九節は「就ては年々元利金云々の十八字を尤も年々
元利金拂方と此公債を取扱ふ銀行等にて拂渡すべし」と改
む

同條第十節の「年々元利拂及」は六字並に「年々元利受取或は」と兩所に在る都合十六字及び第十二節を削除し同條同節中の「前條」を「第七節」に改む

同第七條第一節は「其所持人へ下渡すべし云々」の四十七字を「何人たりとも其持參人へ（外國人を除くは外）相渡すべし」と改む

同第八條割註は廿一字と「此公債証書記名紙繼足の手續を明に」と改む

同條第一節の「裏面記名は場所」を「記名紙の餘枠」と改め「証書の繼足」と記名紙は繼足に改む

同第九條第一節の但書を削除す

同條第二節の「地方官廳」は「即右の旨を云々」の六十三字を削除す

同條三節の「公布」を「布達」と改む

同條第四節の「元利」と「利金」に改む

第七條 証書贗造等の處分を示す

第一節 此公債証書（無記名記名とも）を私に剽去り又は切裂き又は塗抹し孔を穿ち糊附あする等の事を爲すべからず若し犯す者おとせば裁判の上其金高十倍以下の罰金を命ずべし

第二節 此證書を贗造し又は人をして贗造せしめ又は人
れ贗造するを助け又は贗造と知りて通用せ又は証書に圖
畫文字を變換せ又は人をして變換せしめ又は變換せしめ
れと知りて之を通用せ其他似寄の板版紙品等を所持する
者は都て裁判の上法に處すべし

第八條

第一節 政府の都合に依り要用のとあれば利息及び償却
年限を除くは外此條例を増補せ又ハ之を改正せし
第二節 右増補改正等あるときは速に其旨趣を公告すべし
明治十一年五月 大 藏 省

記名紙雛形

朱 割 印

本文證書(何大區何小區何町何某)へ
相渡候者也

此印(朱書)

(何府)公債掛

明治(何)年(何)月(何)日 (何) 某 印

此印(朱書)

一此證書是迄拙者所持之處貴殿へ譲渡候事實正也

明治(何)年(何)月(何)日 (甲)何某 印

(何)府 下何大區何小區 乙何某) 殿

何町何番地 寄留

本文之通相違無之者也

(何)府(縣)公債掛

明治(何)年(何)月(何)日 (何) 某 印

○乙第四十四號 五月一日

區 戶 長

静岡裁判所甲府支廳に於て人民提喚の爲假定せま規則中
左記ニケ條は一般に關係するもれにまて該廳より依頼れ
趣も有之候間其場令に臨み不都合無之様注意可致此旨相
達候事

但初ケ條中本人不在とあるは一時の他行等と指えたる
もれと心得べま

提喚假規則

第五條 脚夫は召喚狀を本人に相渡し配達帳簿へ領收の

日時及び先拂貸銀あれば貸銀拂濟此有無を詳記せまめ
調印を取置くべま万一本人在なれを家族或は近隣若
くの戸長役場へ相渡ま置き前同様此手續に取計せし
第六條 召喚を受けまもの該町村居住のものにあらざる
か亦是失踪逃亡等にて不在此節は戸長役場へ其証書請
ひ召喚狀に添て還納すへま

○乙第四十五號 同三日

區戸長

有子の寡婦後夫を迎ふる節前夫の遺子女をして相續を約
ま又と實子女あさせ戸主弟妹或は甥姪等を相續人に定め

其他都て普通繼嗣の順序に無之者届出方之義今般甲第九
十五號を以て布達候に付ては各戸主より届出候はを無遺
漏戸籍簿中本人の額へ嗣子又は相續人と記載可致置此旨
相達候事

○乙第四十六號 五月十三日

區戸長

昨十年鹿兒島賊徒征討の際戦役に服し戦死負傷候準少尉
其他の者恩給扶助等級相當の義に付別紙此通達有之候條
爲心此旨相達候事

陸軍省達甲第十二號 五月三日

乙二

考 備

表中伍長以上の職務心得とあるは武官に任せらるる者及文官出仕等より臨時編制の各隊に属す大隊長以下は職務心得を奉またる者の恩給扶助の等級を掲けたる者あきば此他武官は本官を以て上級の職務を奉またる者ゝ在ては各其本官に因て恩給扶助を賜るべき者なきは此表面に比較するの限にわらず

○乙第四拾七號 同二十日

區 戸 長

官國幣社式社及び文明十八年己前いぜんに創立きりつに係るか社寺並公
園地區畫中きんちくに社寺を除くの外官有地くわんゆうちに在る社寺にて境内
區畫決定けつぎの分ぶんに限り該社寺於て請願せいきん候はば無代價むだいげん下渡民
有地ゆうち第一種だいいちしゆに可組替かぐみ旨内務省達たつみの趣おもむきも有之候條請願せいきんの向
は創立年號きりつねんごう並社寺格か及び反別等はんべつとう詳記しょうき可願出旨かがんしゆし社寺へ通達
可致いかんせ此旨相達候事

○乙第四十八號 同廿一日

區 戸 長

農籍編入に舊神官にて田畑宅地山林荒蕪地等所有無之者及び所持地有之共田畑宅地は合せて三反歩又は山林荒蕪地等あきば八反歩未滿(假令ば田畑宅地壹反五畝歩を所持之外に山林荒蕪地にて四反歩所持するもれば制限別に満るものとす)所持に者に限り出格に詮議を以右反別に充候丈官有之田畑山林荒蕪地の内を以相當代價にて可拂下候條望に者は別紙願書式に照準現在に所有地改正反別詳細取調來六月三十日迄に可願出候尤期限中不申出於ては企望無之もれと見做期限後何如様事情申立候共一切採用不致候條此旨農籍編入に舊神官へ無洩可相達候事

但所有地に内質入書入年季中の分及官地拂下願濟の地所共總て所持地と可致事

願書式

地所御拂下願

田反別何程
畑反別何程
宅地反別何程

所有地無之者之所有無之と認むへ之

山林
荒蕪地
敷反別何程

内

何番

田何反歩

一筆限反別番號記載すへ之

何番

畑何反歩

持來貢納地
上地無代御下渡地

何番

宅地何反歩

持來貢納地

上地御拂下地歟

何番

山林
荒蕪地 歟何反歩

同

右記載反別之外所有之地所無御座候に付田畑山林荒蕪地等の内を以御制限通相當代價を以御拂下被下度本年乙第四十八號御達に基き此段奉願候也

第何區何郡何村

舊神職

當時
祠官歟

何 某 印

年號月日

戶長

何 某 印

右之通相違無之候也

區長

何 某 印

○乙第四拾九號 同廿五日

區 戶 長

蠶種の真否は養蠶豊凶の由て係る處のもれあきば養蠶家に於て尤注意可致は勿論に候處或は眼前に安價に或ひ違則れ蠶種と掃立終に不測の違蠶を來去從て生系の品位を下劣其聲價と失墜する等の患害有之に付昨明治十年乙第十八號を以各戸へ懇諭可致旨相達候義も有之候處今般太政官第十號(本縣甲第百二號)を以明治七年以來蠶種に關する規則條例共悉皆被廢候旨公布相成候も付ては自然製種家も於て鹿惡杜撰の製造致ま可然哉に心得違等有之候

てハ小ハ一家違蠶の患害に罹リ又他人を去て其損害を蒙
らまめ大ハ内國ハ産物を去て其聲價を墮さまめ實以不容
易義に付養蠶各戸に於て精々注意販賣自養共彌以精其の
蠶種を製造去心得違無之様懇諭可致此旨相達候事

○乙第五十號 同廿九日

區 戸 長

非常旱魃に際し田養水欠乏する時ハ有無互に相補救候様
可致旨去る明治六年第八十六號を以て諭達致置候處右ハ旨
趣一般了得不致哉今以て紛紜を生去候村方も不少一休河
水の義ハ一般ハ需用に供すべ死ものみ去て固より一已一

村の占有すべきものに無之只其地形に上下遠近の別ある
を以て分水に前後の差あるのみ然るを舊來上流に在る者
ハ其利を占有すべきものと心得全流を引取りて下流に分
たす其甚しきに至ては或は堤腹を穿ち堰を破りて多量を
引き豫て用水組合村々協議上定めたる慣行を紊去紛擾
を醸成するもの有之今日猶右等條理を辨へ老風俗を革め
ざるは實ハ可恥れ甚まきものにて之が爲め間々不測ハ罪
科を醸すに至る者も不少心得違の義に付篤々前條の條理
を了得去沿河各村互に其利害と共に去若河水不足の節は
相當の分水と去他人を妨げず不都合の措置無之様各戸

へ説諭可致置萬一猶説諭の旨も悖り不都合の所爲於有之
は實地點檢れ上至當分水れ處分可致に付事情具に可申立
此旨相達候事

山梨縣勸業報告

○第十七號

明治十一年五月九日

勸農局所轄東京三田育種場に於て内外植物の種子苗木等
と交換賣買を漸次有之の植物を全國に普及せしめんと
旨趣を以て別紙の規則を頒賦せらるるに依ては各地に産
出せる處に各種植物の種子苗木及び製造物農具等れ改良
に志あるものと勸業場に於て取纏め該場へ退送すへきに

附付該規則に照準し其期限内勸業場へ申出つへし

三田育種場種苗交換規則

第一則

此規則は内外植物の種子苗木と自由に交換せよめんが爲に設るものにして畢竟有益の植物を全國に普及するを要旨とす故に不買の種苗を以て人を騙購去或ハ不當の價を賣るへからず

第二則

各地に産する種苗を交換賣買せんと欲するものは誰人に限らず市場に出品することを得へま

但出品人は總て其本貫族籍を市場取締所に届出へま

第三則

出品の種苗と共に其收穫物製造品及び其他農具類も亦交

換賣買するを得へし

第四則

開市の毎年兩次二月八月の中旬と定むと雖も若し定期を以て出品を難さもれば必しも此期月に拘はらず

第五則

出品の種苗は品名産地及び數量を記載せ定期より三四ヶ月前に於て該場へ報告をへま若し豫め報告し難きものは此限にあらま

第六則

種苗と請求するものは遞送の時日を計て該場へ申出へま

但來場せずきて請求するもれハ先ツ品物の價格を問ハ其代價を郵送きて後遞送を請ふへま

第七則

品主自ら來場せずきて物品のみ出そもれは下れ表式に照準し表を製え品物に添て之を遞送そへし

但種苗及ハ郡村名にハ必ず傍訓を付すへし

第八則

出品の交換賣買剩餘ハ該場に於て之を賣代金と品主より還付そべしと雖も品主自ら之を鬻或ハ之を携歸する等品主の隨意たるべし

出品表式

號	品名	產地	數量	通價	單通價	出品人名

但培養法製造法は別に書類を添べし

明治十一年四月

勸農局

布達之篇

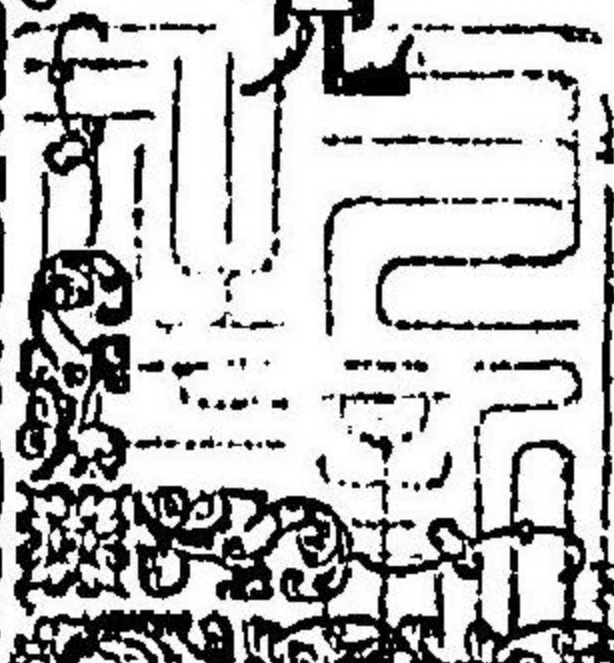
明治十一年六月

山梨縣第一區甲府常盤町四番地
又新社々主
傍訓出版人 內藤傳右衛門

明治十一年六月

兩假名附
山梨縣布達之寫

甲府常盤町四番地
又新社發兌



本縣甲第百廿四號より同第百四拾壹號に至る

○ 太政官無號壹件第拾五號

内務省甲第拾四號より同第拾八號に至る

大藏省甲第拾九號より同第廿壹號に至る

工部省第拾壹拾貳號

兩假名附 山梨縣布達の寫索引 明治十一年第六月

○甲第百廿四號

六月一日 静岡裁判所長歸任

壹丁

○甲第百廿五號

同 五月廿九日 岐阜縣下會根定吉所有舊公債証券紛失

同丁

○甲第百廿六號

同 三日 本縣師範學校に於て女子師範生徒三拾名を限り官費入學差許

同丁

○甲第百廿七號

同 五月三十一日 京都府下第百四十九國立銀行に於て壹圓紙帶發行

六丁

○甲第百廿八號

同 十日 御歴代御祭式廢置

六丁

○甲第百廿九號 同 日 部分木仕付條例に照準山願 七丁

○甲第百三十號 同 日 比者心得條件 七丁

○甲第百三拾壹號 同 十三日 明治六年第百八十三號布告廢止 八丁

○甲第百三拾二號 同 十五日 信濃國更級筑摩兩郡 同丁

○甲第百三拾三號 同 十六日 外國勳章佩用願手續改正 同丁

○甲第百三拾四號 同 十七日 宮城縣下石の巻へ電線架設 九丁

○甲第百三拾五號 同 十七日 根室國納沙布崎燈臺に霧鐘設置 十丁

○甲第百三拾六號 同 廿五日 越後信濃兩國村界確定 十一丁

○甲第百三拾七號 同 十八日 近江美濃兩國々界確定 同丁

○甲第百三拾八號 同 十八日 志摩國答志英根兩郡々界確定 同丁

○甲第百三拾九號 同 廿七日 太政官壹兩以下並部民省金札十二丁
交換延期

○甲第百四拾號 同 廿八日 部分木仕付條例に照準願出方 同丁

○甲第百四拾壹號 同日 靜岡縣下第三拾五國立銀行 同丁
大藏省甲第廿一號 六月廿四日 於紙幣發行

○甲第百廿四號 六月一日

靜岡裁判所長中島錫胤儀為親看病致歸京在候處去月廿七日
歸任候旨通知有之候條此旨布達候事

○甲第百廿五號 同日

大藏省甲第拾九號五月廿九日

舊公債証書貳拾五圓と印六貳壹番壹枚右は岐阜縣下曾根
定吉所有に候處昨十年十二月頃紛失候旨今回届出候條以
後右の証書一切取引を爲すべからず且其所在と見聞の者
は速に管轄廳へ訴出管轄廳より即當省へ可届出此旨布
達候事

○甲第百廿六號 同三日

今般本縣師範學校に於て女子師範生徒三拾名を限り官費を以て入學差許候條志願之者は別紙通則之通相心得本月三十日迄に本校へ申出づべし此旨布達候事

但女子師範學校は當時建築中にして落成以上該校事務は總て師範學校に於て處轉候條教則並に取締規則等詳細心得者は本校へ承り合すべし

山梨縣女子師範學校通則

第一條

本校は女子師範たるべき生徒を陶冶する處とそ入學の

生員能く其意と躰認し他日必ず教育の母たるに負かざらんとを期すべし

第二條

生徒は滿二十年以下十四年以上品行善良體質健康ふまて天然痘又は種痘をせよ且容易の書を讀み畧々算術を學び得たるものたるべし

第三條

入學を願ふ者は書式第一號第二號を以て本校へ申出づべし

第四條

入學試験は履歴書に就て檢點を又は容易の書を講讀せしめ算術は問題に依り答式を作らざるを要するべし

第五條

入學許可を得たる者へは書式第三號第四號証書を出さしむ

第六條

官費生徒は大約三十名を限り入舎を許す

第七條

官費生には一ヶ月金三圓の學資を給與す

第八條

私費生徒の通學を定規とす。雖其情願によりては入舎を許さば

但入舎中諸規則を遵守すべしは總て官費生に同之

第九條

卒業の上は進退出處各自の意志に任するべし

第十條

生徒日課の書器は皆自辨たるべし

但都合より校内限り借用するを得べし

書式

第一號 用紙 紙美濃

入學願

何府族籍

誰女姉妹

姓

何年何月

右之者(官私)費を以て女子師範學科修業志願の趣
申出候に付別紙履歷書持參爲致候間可然御取計
有之度此段奉願候也

本縣區郡村番戶寄居

何府族籍

証人姓名印

年號月日

山梨縣女子師範學校

御中

第二號用紙美濃

履歷書

何府族籍

誰女姉妹

姓

名

生所國郡村(町)

宿所國郡村番地寄居

何年何月

年月日何所に就き何學科修業算術和算何々修
業等詳細に記載すべし

平月日

第三號 用紙美濃 界紙証

証

私儀今般御校私官費を以て入校御許可相成候に付
ては學業勉勵すべきは勿論御規則堅可相守候依
て證書差出し候也

本縣區郡村番戶寄住居

何縣府族籍

誰女姊妹

本人

姓

何年何月

年月日

右之通相違無之候也

何縣府族籍

証人 姓名印

山梨縣女子師範學校

御中

第四號 用紙証 券界紙証

証

何縣府族籍

誰女姊妹

姓

名